

平成20年 8 月26日
山口県報号外別冊

包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山 口 県 監 査 委 員

平成18年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件
 試験研究機関の財務事務
 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 試験研究機関全般</p> <p>(1) 備品として取り扱う金額の基準について（効率性の観点）</p> <p>ア 現物管理が重点的かつ効率的に行われるように、物品規則の備品として扱う金額の基準を改正することを検討する必要がある。【意見】</p> <p>イ 現物管理が適切に行われるように、1年に1回は棚卸を行うことを物品規則に定めることを検討すべきである。【意見】</p> <p>(2) 試験研究用機器の使用実績簿の作成と活用について（効率性、有効性の観点）</p> <p>ア 将来における機器導入に際しての機器の整備計画の参考にするために、各試験研究機関で統一した使用実績簿を作成することを検討する必要がある。</p>	<p>物品規則の備品として取り扱う金額の基準については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、昭和48年以降3度にわたり基準額の改正を行ったところであり、現行の基準額3万円は、平成10年に改正したものである。今回の監査意見等を踏まえて内部検討した結果、県民共通の財産を適切に管理の上からは、現行の基準額を当分の間、維持することが適当との判断に至ったものであるが、今後においても社会経済情勢の変化等を踏まえ、常に改正を前提に内部検討していく所存である。なお、備品の適正な管理の観点から、平成18年度から物品管理システムを導入し、台帳管理事務の軽減と効率化を図ったところである。</p> <p>備品の適正管理を図る観点から、監査意見等を踏まえ次のとおり改善を図ることとした。</p> <p>① 各所属に対し、1年に1度、備品台帳と現物の確認(棚卸)を行うよう指導し、所在管理の徹底を図った。</p> <p>② 物品会計検査(物品管理課実施)において、原則として3年に1度、備品台帳と現物の確認を行うこととした。</p> <p>当面はこの実施状況を検証することとし、物品規則への定め必要性については、今後の検証結果を踏まえ検討していく。</p> <p>各試験研究機関において、それぞれの実態に合った使用記録簿を作成し、使用することとした。</p>	<p>措置済み</p> <p>改善途中</p> <p>措置済み</p>

<p>ある。【意見】</p> <p>イ 稼働目標を定め、上記の使用実績簿の使用実績と対比し、効率性の判断及び購入が妥当であったかどうかの分析をする必要がある。【意見】</p>	<p>突発・緊急的な検査のため設置している機器もあり、一律に稼働目標を設定できないが、使用実績簿により使用状況を分析し、購入の妥当性の判断及び今後の機器選定の参考とすることとした。</p>	措置済み
<p>(3) 重要機器の付保について（リスクマネジメントの観点）</p> <p>一定金額及び一定の使用期間の見込まれる機器については、リスクマネジメントの観点から保険を付保する基準を定めることを検討すべきではないかと思われる。【意見】</p>	<p>保険付保の必要性や付保する場合の機器の範囲について検討する。</p>	改善途中
<p>(4) 知的財産権の国際的な対応について</p> <p>海外における知的財産権の保護については県の試験研究機関全体の問題として捉えることが必要である。情報収集からリスクへの対応等について、県全体の課題として検討することも必要である。【意見】</p>	<p>知的財産権の保護については、公有財産規則等に基づき適正に管理するとともに、侵害等が明らかになった場合は、弁理士等と相談の上、速やかに対応することとした。</p>	措置済み
<p>(5) 薬品の取扱要綱等の整備について（統一的管理の観点）</p> <p>ア 使用期限切れの薬品及び長期間未使用の薬品があるが定期点検時に期限・使用状況等の確認を行うとともに、その取扱いについて取扱要綱等で規定することが必要である。</p>	<p>使用期限切れの薬品は速やかに廃棄するとともに、長期間未使用の薬品についても必要性を検証し、不要なものについては廃棄した。また、各試験研究機関において毒物劇物の点検に関する取扱要領を定めた。</p>	措置済み
<p>【意見】</p> <p>イ 各試験研究機関で統一した取扱要綱等の作成の検討が必要である。</p> <p>【意見】</p>	<p>各試験研究機関において取り扱う薬品や使用方法が異なることから、それぞれの実態に沿った取扱要領を定めた。</p>	措置済み
<p>(6) 人件費（給与に関する財務事務）</p> <p>ア 時間外勤務命令の理由の記載について</p> <p>超過勤務命令の具体的な理由を明確に記載する必要がある。【意見】</p>	<p>時間外勤務命令の具体的な理由を記載することとした。</p>	措置済み
<p>イ 任期付き研究職員</p> <p>専門性の高い研究課題が生じた場合や研究環境の変化に迅速に対応するために、優れた資質や高い研究能力を有する研究員の配置が弾力的にできるように、任期付研究員制度の活用を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>大学や民間企業との連携等により任期付研究制度の活用の必要性は低いですが、今後、必要性が生じた場合は当該制度の活用について検討することとした。</p>	措置済み
<p>ウ 臨時的職員</p> <p>正規職員の業務内容の分析、調査して、正規職員が行うことの必要性を検討し、臨時的職員の適切な配置を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>正規職員の業務内容の分析を行い、補助的業務については臨時的職員の活用を図っている。</p>	措置済み
<p>エ 給与の支給について</p> <p>現金支給には現金移動保管等のリ</p>	<p>現金支給職員に対し、振込みによる支</p>	措置済み

<p>スクがあり、また、事務効率をあげるため、振込による給与支給の完全化に向けて現金支給職員の協力を要請していく必要がある。【意見】</p>	<p>給について協力の要請を行った。</p>	
<p>(7) 研究データのセキュリティ管理</p>		
<p>ア セキュリティ基準について</p>	<p>環境保健センター及び水産研究センターにおいては研究データのセキュリティ対策に関する規程を策定し、具体的な管理基準を定めた。産業技術センター及び農林総合技術センター（旧農業試験場、旧畜産試験場及び旧林業指導センター。以下同じ。）においては「山口県情報セキュリティポリシー」に基づき適正な情報管理に努めるとともに、内部規程の策定についても検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>研究データの消失リスク及び漏出リスク等を低減させるためには、セキュリティの具体的な基準を定め、目標とすべきセキュリティ水準に向けて管理する必要がある。【意見】</p>		
<p>イ 研究データの消失リスク</p>	<p>環境保健センター及び水産研究センターにおいては研究データのセキュリティ対策に関する規程を策定し、研究データのバックアップ体制等について定めた。</p>	<p>改善途中</p>
<p>研究データの消失リスクを軽減するため、バックアップファイルの取得方法を手順書として作成し、関係者に周知するか、あるいはチェックリストを作成して、セキュリティ意識を高める工夫をする必要がある。【意見】</p>	<p>産業技術センター及び農林総合技術センターにおいては「山口県情報セキュリティポリシー」に基づき適正な情報管理に努めるとともに、内部規程の策定についても検討していく。</p>	
<p>ウ 研究データの消失リスク</p>	<p>環境保健センター及び水産研究センターにおいては研究データのセキュリティ対策に関する規程を策定し、外部記録媒体の管理体制等について定めた。産業技術センター及び農林総合技術センターにおいては「山口県情報セキュリティポリシー」に基づき適正な情報管理に努めるとともに、内部規程の策定についても検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>研究データの漏出リスクを軽減するためには、USBメモリ、MO等の外部記録媒体の台帳管理を行い、定期的に棚卸を行う必要がある。【意見】</p>		
<p>エ パスワードの設定及び変更</p>	<p>環境保健センター及び水産研究センターにおいては研究データのセキュリティ対策に関する規程を策定し、パスワードの設定基準や更新間隔等について定めた。産業技術センター及び農林総合技術センターにおいては「山口県情報セキュリティポリシー」に基づき適正な情報管理に努めるとともに、内部規程の策定についても検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>パスワード変更について特に定めがない。定期的にパスワードを変更することを定め、文書化することを検討する必要がある。【意見】</p>		
<p>オ 研究データの機密度設定</p>	<p>環境保健センター及び水産研究センターにおいては研究データのセキュリティ対策に関する規程を策定し、研究データ</p>	<p>改善途中</p>
<p>紙ベースの書類や、電子データ、機密度の設定、管理の方法を示した方針・規定等を作成する必要がある。</p>		

<p>【意見】</p>	<p>の機密度の設定、管理方法等について定めた。産業技術センター及び農林総合技術センターにおいては「山口県情報セキュリティポリシー」に基づき適正な情報管理に努めるとともに、内部規程の策定についても検討していく。</p>	
<p>(8) 組織及び運営に関する意見 ア 試験研究機関の組織の在り方の検討について</p>		
<p>(ア) 機関評価 機関評価により、各試験研究機関が抱える課題を抽出し、改善策を検討する。この改善策が試験研究機関全般に係る改善事項か、単独の試験研究機関に係る改善事項か分析等に活用すべきである。</p>	<p>環境保健センター及び水産研究センターについては平成20年度から、農林総合技術センターについては平成21年度を目途に機関評価を実施し、課題を抽出し、分析等に活用する。産業技術センターにおいては地方独立行政法人化に向けた諸準備の中で実施について検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(イ) 地方独立行政法人制度導入の検討</p>		
<p>a 法人化に当たっては、(ア)の機関評価等により試験研究機関の改善目標を明確にし、法人化することにより改善が可能か、試験研究機関の特質を踏まえ検討する必要がある。【意見】</p>	<p>産業技術センターについては、県民サービスの一層の向上と効率的な業務運営を目指すため、平成21年4月から地方独立行政法人へ移行することを方針決定した。環境保健センターについては、業務の特殊性に鑑み、当面、地方独立行政法人制度は導入しないこととした。農林総合技術センターについては平成19年4月に4機関を統合したことから、当面、その成果を見極めた上で、また、水産研究センターについては農林総合技術センターの動向を踏まえつつ、一次産業に関する試験研究機関全体の在り方の中で検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>b この目標管理型の組織運営のメリットが生かされるためには、事業が事後的に検証可能であることが必要であり、例えば定量評価手法が確立され運用される必要がある。また、定量評価法がなじまないということで定量評価法が確立されていない分野の試験研究機関においては、評価の客観性や検証可能な評価手法の研究が必要である。【意見】</p>	<p>産業技術センターについては、地方独立行政法人化に向けた諸準備の中で定量評価手法について検討する。環境保健センター、農林総合技術センター及び水産研究センターについては、定量評価手法等の導入の可否について研究する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(ウ) 一次産業部門の試験研究機関等の連携強化について</p>		
<p>組織統合後のビジョン（目的や展望）を明確にし、試験研究、普及、教育それぞれの機能がより効率的に発揮されるようにすべきで</p>	<p>農林総合技術センターについては、平成19年4月の組織再編時に定めた設置目的及び方向性に基づき、組織内での業務の企画調整を行う企画情報会議や各部署</p>	<p>措置済み</p>

<p>ある。【意見】</p>	<p>の推進会議等により、組織内連携を強化し、効果的・効率的な業務執行を図る体制を整備した。また、一次産業部門の食品研究開発について、農業総合技術センターと水産研究センターの役割分担を取り決め、連携・協力体制を整備した。</p>	
<p>イ 行政評価への活用について 行政評価が適切に行われるためには、行政活動分野ごとの正確かつ客観的なコストの把握（行政コスト計算書の作成）と、行政活動の成果を定量的・定性的に評価する指標の研究が必要である。なお、行政評価の目的は効率性の判断のみではないが、効率性を判断する場合の材料として、県で統一した基準により行政コスト計算書を作成し、行政評価に活用されることが望まれる。【意見】</p>	<p>産業技術センターについては、地方独立行政法人化に向けた諸準備の中で行政コスト計算書の有効活用について検討する。環境保健センター、農林総合技術センター及び水産研究センターについては、今後検討を進めていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>2 山口県環境保健研究センター （現「山口県環境保健センター」）</p>	<p>（主務課 健康福祉部厚政課）</p>	
<p>(1) 収入に関する財務事務 行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がなされていなかった。【指摘】</p>	<p>減免を受ける旨を記載するよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 業務委託契約等に関する財務事務 競争入札のほうが競争原理が働き、コスト面で有利であることが分かる。今後も、単独随意契約ではなく競争入札に変更できる業務がないか検討していくことが必要である。【意見】</p>	<p>単独随意契約から競争入札に変更できる業務がないか検討してきたところであるが、ガスクロマトグラフ質量分析装置保守管理、高度分析装置保守管理、イオン源洗浄については、平成18年度から指名競争入札や見積合わせによる随意契約とした。今後も可能な限り実施する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 物品管理 ア 備品の管理について 任意に抽出した備品について、管理簿と物品標示票が相違していた。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、備品管理簿を修正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 廃棄手続 (ア) 更新により新機器を導入したことや大気部の測定関係の業務が休止されたことにより、長期間使用がないものであり、今後使用の見込みがなく不用の決定をすべきであるが、その手続きが漏れていた。【指摘】</p>	<p>平成19年1月31日に不用決定し、廃棄した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 物品廃棄決議書の決裁日の記載漏れがあった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、決裁日を記入した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 毒物・劇物の管理に関する財務事務</p>		

<p>ア 薬品出納簿と薬品使用簿について (ア) 薬品出納簿は出納員等が管理・作成すべきものであるが、実際には理化学部の担当者が作成していた。【指摘】</p>	<p>薬品出納簿は物品規則上出納員等が管理作成するものであり、遺漏のないよう徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 薬品出納簿は平成16年度までは記帳しているが、それ以降は記帳せず、代わりに市販のノートに記録している。【指摘】</p>	<p>平成17年度以降分について薬品出納簿に記帳した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) PCBの使用状況について、年度末の現物検査時に使用の記載したものはあったが、継続して記録するための使用簿ではなかった。【指摘】</p>	<p>平成19年度から、PCBの使用状況について継続記録が可能な使用簿を使用することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 現物確認について (ア) 使用簿と現物との照合を行ったが、理化学部について不一致が3件あった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、薬品使用簿を修正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 農薬混合標準液1件は、使用時に記帳されていなかった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、薬品使用簿に記帳した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 薬品の点検表の所長の承認について 管理状況、帳簿記入状況、廃棄状況の記載がないにも拘わらず、点検者及び所長の承認印のあるものが1件ある。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、管理状況、帳簿記入状況及び廃棄状況を記載した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 廃棄物管理について (ア) 「特管産廃等搬入報告書」は保管容器には貼付されておらず、「特管産業廃棄物保管帳簿・月報」も総務課長に提出されていない状況があった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに貼付するとともに、総務課長に提出した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 「理化学部 不用試薬一覧」に記載のない廃棄物（ポリ缶5ℓ以上）があり、内容も不明であった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、不要試薬一覧に記載した。なお、不明の廃棄物は、重金属廃液であり、平成18年10月27日に廃棄処分した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 薬品の数量管理について 毒物は数量単位で管理しているが、劇物は容器単位で管理している。容器単位ではなく、使用した都度の数量で管理することが必要である。【意見】</p>	<p>劇物は使用頻度が非常に高く、また同じ薬品でも特級・精密分析用等数種の規格を使うなど多種類の薬品を使用しているため、数量単位での管理は非常に困難であり、従来どおり容器単位で管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>カ 薬品の開封について 薬品の開封について、同じ薬品で複数開封されている薬品がみられた。複数開封せず、薬品の管理上、1本封を切ったら使い切って次の1本の封を切ることが必要である。【意見】</p>	<p>化学物質や環境ホルモンの検査等、超微量レベルの分析検査では、超高純度の試薬を使用しており、既に開封された試薬では濃度変化が見られるものがあり、未開封の新しい試薬を開封せざるを得ないケースがある。特に近年は機器の精度</p>	<p>措置済み</p>

	<p>が上がり使う試薬への開封による汚染の影響も配慮せざるを得ない状況でもある。このため、使い切った開封は精度上困難であり、開封し残った試薬については有機溶媒や酸の場合機器の洗浄に使用することとした。</p>	
<p>キ 長期間未使用の薬品について 毒物・劇物について、過去7～8年間使用していないものがみられる。一度見直しも必要である。不用薬品の管理（廃棄の必要性）について検討が必要である。【意見】</p>	<p>長期間未使用の薬品については、緊急、突発的な業務に迅速に対応するために保管せざるを得ないもの以外は廃棄を進めることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ケ 使用期限切れ薬品について 内規・取扱要領には、期限切れの薬品の取扱いについての記載がないことから、その取扱いについて改訂する必要がある。【意見】</p>	<p>毒物劇物の管理等の取扱いに関する内規を改正し、速やかに廃棄することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(5) 組織及び運営に関する意見</p>		
<p>ア 検査業務について</p>		
<p>(ア) 環境保健研究センターと健康福祉センターのそれぞれの役割分担を明確にした上で連携を図り、県民の安心・安全の確保を前提に効率化を図る必要がある。【意見】</p>	<p>環境保健センターと健康福祉センター試験検査課では、試験検査の種類により明確に役割分担を行っている。なお、平成20年度から、H I V抗体迅速検査を環境保健センターから健康福祉センターに移管するなど、役割分担の見直しも行っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 環境保健研究センターでは、民間検査機関ができない依頼検査や行政検査について実施することが基本であり、効率化の観点、また民業圧迫を避けることから、県民の安心・安全に配慮しつつ、外部委託を進めることを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度から、肝炎ウイルス検査を民間に委託した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 調査研究業務について</p>		
<p>(ア) ルーチン業務をさらに効率化するためには最新の機器の導入が不可欠ということであるが、より適切な機器の整備計画が必要である。【意見】</p>	<p>毎年度機器整備計画を作成・更新しており、より適切な機器整備の計画の作成や実施に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 評価を失念したと思われる。評価対象は定められた評価システムに従って漏れなく評価する必要がある。【意見】</p>	<p>内部評価実施要領を改正し、漏れなく評価を実施することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 評価システムでは評価の時期についての定めがないが、要綱、要領において、それぞれの評価について評価時期を規程上明確にする必要がある。【意見】</p>	<p>各評価の時期を内部評価実施要領に明文化した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 研究課題の評価の基準が明確で</p>	<p>評価の効果を高めるため、外部評価要</p>	<p>措置済み</p>

<p>はなく、要領等で明確にする必要がある。【意見】</p>	<p>綱に基づき内部評価したすべての研究課題を外部評価に付すこととした。</p>	
<p>(オ) 事前、中間、事後評価は、総合評価点による措置が明文化されていないので、措置基準の明文化を図る必要がある。【意見】</p>	<p>評価結果の活用基準を内部評価実施要領に明文化した。</p>	措置済み
<p>(カ) 追跡評価の実施時期について要綱、要領等で明文化する必要がある。【意見】</p>	<p>追跡評価の実施について、内部評価実施要領に明文化した。</p>	措置済み
<p>(キ) 予算が削減される中で、高度な試験検査技術が必要となる場合等に対応するためには、国立環境研究所、地方研究所等との連携・協力による研究技術の修得、大学等との共同研究の推進に努める必要がある。【意見】</p>	<p>高度な試験検査技術の取得のため、国立環境研究所、地方研究所との共同研究や環境省からの委託事業、日韓都市間の共同調査などを推進している。</p>	措置済み
<p>ウ 連携による業務の効率化と品質向上について</p>		
<p>危機管理時に迅速かつ明確に対応できるようにするためにも、「中国地方5県の保健環境系公設試験研究機関相互応援に関する協定書」等に基づいて、さらに連携・協力の取り組みを一層強化する必要がある。【意見】</p>	<p>中国・四国ブロック地方衛生研究所広域連携マニュアル及び九州・山口ブロック広域連携マニュアルが策定されており、これらに基づき他県との連携強化に努めることとした。</p>	措置済み
<p>エ 人材育成による業務の品質の確保・向上について</p>		
<p>(ア) 多様化・高度化する健康危機管理について、高度な分析のできる技術者の育成が必要であり、計画的に人材を育成する研修制度の確立が必要である。【意見】</p>	<p>転入職員及び新規採用職員に対する研修の基本方針及びプログラムを作成済みであり、これらに基づき所内外の研修制度を活用していく。</p>	措置済み
<p>(イ) 平成18年度以降3年間に17名の定年退職者が予定されており、技術伝承のための方策の実行が必要である。当面は若手職員の育成・指導に努めるとともにOB職員の活用を図り、また、長期的には道州制を睨んで各県で役割分担をし、検査業務の特化を図って、人材育成を効率化すること等の観点も必要である。【意見】</p>	<p>検査マニュアルの作成や学術研修会を毎月開催することにより、ベテラン職員から若手職員への技術の伝承を図る。 また、年度ごとの論文数を増やすため部課長会議の議題とするなど組織的な取組を行っている。</p>	措置済み
<p>オ 外部研究資金の導入による財源確保について</p>		
<p>環境省の委託研究、国立環境研究所、地方環境研究所との共同研究及び公募研究への応募等による研究予算の確保も必要である。【意見】</p>	<p>化学物質環境実態調査や酸性雨モニタリング調査など環境省からの委託研究、光化学オキシダントや酸性雨降下物調査など国立環境研究所、地方環境研究所との共同研究等を積極的に実施することにより、研究予算の確保に努めている。</p>	措置済み

<p>カ 環境保健研究センターの役割遂行について</p> <p>環境保健研究センターの業務の成果が県民に直接還元されるものはあまりなく、行政施策に如何に反映されるかで判断されるものであることから、県民の理解度を高めるためには、検査及び研究成果を生かした具体的な行政への政策提言をすることが重要である。【意見】</p>	<p>環境ホルモン実態調査や農薬残留実態調査、アレルギー物質実態調査、「親子の水辺教室」のような環境学習会の開催など、環境保健センターからの助言、提案により実施している事業もあり、今後も継続して政策提言が可能となるような調査研究を実施する。</p>	措置済み
<p>キ 試験研究機関の組織の在り方の検討について</p> <p>長期的には道州制の展開を踏まえ、例えば中国5県のそれぞれが調査研究の専門分野に特化し、役割分担を明確にした上で連携を図り効率的な運営を目指すことを視野に入れた検討も必要である。【意見】</p>	<p>中国5県において、感染症の検査対応についての役割分担や農薬・医薬品の分析法についての共同研究などを実施しており、今後も連携を図っていく。</p>	措置済み
<p>3 山口県産業技術センター</p>	<p>(主務課 商工労働部新産業振興課)</p>	
<p>(1) 収入に関する財務事務</p> <p>行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がなされていないかった。【指摘】</p>	<p>減免を受ける旨を記載するよう徹底した。</p>	措置済み
<p>(2) 業務委託契約等に関する財務事務</p> <p>ア 業務の再委託について</p> <p>契約上、委託業務の再委託は制限されており、その必要があるときはセンターの承認を得なければならないこととなっているにも拘わらず承認手続きが行われていない。委託業務の再委託は極力避けるべきであり、止むを得ない場合には定められた手続きを行う必要がある。【指摘】</p>	<p>指摘のあった業務については、改めて業務委託の実施形態を精査するとともに、受託先に対して再委託をする場合の承認手続きについて指導した。</p>	措置済み
<p>イ 業務委託契約の予定価格の積算について</p> <p>これまで庁舎積算マニュアルに基づき積算を行っているが、こうした予定価格と契約金額が大きく乖離することが継続する場合、これに加えて、業務の実態や過去の入札執行結果等、同種及び同規模の施設における積算、契約金額を調査するなどして、予定価格の積算について検討していく必要がある。【意見】</p>	<p>予定価格と契約金額が大きく乖離することが継続する場合の予定価格の積算については、意見を踏まえ、対応を検討していく。</p>	改善途中
<p>(3) 知的財産権に関する財務事務</p> <p>取得した特許について、特許ごとにどのような活動、普及活動が行われてきたのか実績として残していない。い</p>	<p>特許権等に係る業務活動の実績を把握する効率的、効果的な方法について、調査・研究していく。</p>	改善途中

<p>つどの企業と接触したのか、または説明会を行ったのか、ホームページでの公開、企業訪問の頻度等について記録を残すことが必要である。【意見】</p>		
<p>(4) 公有財産管理 庁舎南脇の土地については今後、産業技術センターの中長期的な計画の中で、どのように利活用するか、検討を行う必要がある。【意見】</p>	<p>現在は実験用地として利用しており、今後、利活用について検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(5) 物品管理 ア 備品の管理について (7) 建物と一体的に整備された排気装置は備品管理簿には登記されているが、すべて物品標示票が貼付されていなかった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、物品標示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 本体と別室に設置してある付属備品については、物品標示票を本体にまとめて2枚貼付していた。</p>	<p>指摘後直ちに、適切な場所に物品標示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】 (ウ) 物品標示票が見えにくい場所に貼付してあるものがあるが、適当な場所に貼付する必要がある。</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 未使用の機器について 今後使用する見込みのない可能性について検討し、使用の見込みのないものは、保管転換等の処理が困難なものを除き、速やかに物品規則第45条に定める不用の決定を行い、時価による売り払いを行うなど、適時適切な処分に努める必要がある。</p>	<p>指定物品については、現在、実態を調査しており、調査の結果、使用の見込みのないものについては、適時適切な処分を行う。</p>	<p>改善途中</p>
<p>ウ 備品の持ち出しについて 産業技術センター以外で使用する場合の使用期間、そして物件の所在を明確にし、所在不明の際の責任が曖昧となることを防止するために、許可を得て持ち出したことを証明する書類を作成する必要がある。</p>	<p>意見を踏まえ、対応を検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(6) 毒物・劇物の管理に関する財務事務 ア 棚卸結果の報告 棚卸の状況及び結果を文書で残すとともに、保管状況も含めて管理責任者である所長へ報告することが必要である。【指摘】</p>	<p>文書で所長へ報告した後、保管することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 保管庫の鍵の管理 3階の保管庫は施錠されているが、鍵は保管庫の入口のパソコンの横に掛けられており、鍵の保管方法につ</p>	<p>鍵の管理者を定め、別室で保管するなど、管理方法を改め、遵守するよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>いて検討が必要である。【指摘】</p> <p>ウ 薬品簿の記載誤り 薬品出納簿に、受入数量の記載誤りが1件あった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、薬品出納簿を訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 薬品購入の必要性について（経済性の観点） 平成17年度に購入したにも拘わらず未使用の薬品があった。また、購入後一度も使用されていない薬品が一部に見られたが、購入に際しては、その必要性について十分に吟味した上で、購入することが求められる。【意見】</p>	<p>薬品の購入に当たっては、研究での使用度や在庫の状況を確認するなど、その必要性について十分に確認するよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(7) 組織及び運営に関する意見</p>		
<p>ア 技術支援について (7) 依頼検査業務 簡素で効率的な組織運営が求められる中で嘱託職員を配置することや、産業技術センターでしかできない依頼試験業務に特化し、試験業務の重点化・効率化を図ることは必要である。【意見】</p>	<p>地方独立行政法人化に向けた諸準備の中で検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 技術相談 技術相談に「やや不満足」と答えた企業が若干あり、適切な対応ができるよう担当職員の能力を向上させる必要がある。【意見】</p>	<p>今後とも大学等への専門的な研修派遣や職場内研修の実施等により、職員の能力の向上に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 機器の開放 a 時間外利用には職員を配置するため人件費のコストが発生するので、サービスの観点は必要であるが、可能な限り予約を遵守徹底する必要がある。【意見】 b 利用のニーズがどの程度あるのか改めてアンケートを実施し、ニーズを把握し、また費用対効果を考慮し、土、日の機器の開放をするのかどうかの検討も必要である。【意見】</p>	<p>開放機器の時間外使用については原則予約制としているところであり、徹底していく。 土日の機器開放については、企業アンケートの結果を踏まえ、慎重に対応していく。</p>	<p>措置済み 改善途中</p>
<p>イ 研究開発について (7) 評価制度の改善点 a 実際の運用では評価するものと評価しないものがあり、評価の対象範囲を明文化する必要がある。【意見】 b 研究開発管理委員会で内部評価したものを専門委員会の外部評価に付す基準が明確ではないので、その基準を明文化する必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度から内部規程により評価に付す基準を明確にした。要綱での明文化については、地方独立行政法人化に向けた諸準備の中で検討していく。 同上</p>	<p>改善途中 改善途中</p>

<p>c 評価結果について、県民に研究開発の実施状況についての説明責任を果たすためには、特許の出願に関するものには注意を要するが、ホームページで運営協議会での個別意見や定量評価について公表することを検討することが必要である。【意見】</p>	<p>平成19年度から評価結果をホームページで公開した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 経常研究の評価の必要性について</p> <p>経常研究が基礎研究に該当する場合、研究成果の効果が発現しにくいので、県費を投入して研究を行うことに対する説明責任を果たすために研究開発の妥当性、研究方法、開発技術へのニーズ、新規性、発展性等について事前評価を行い、外部評価の対象とし、併せて評価結果を公表することを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度から外部評価の対象とし、その結果をホームページで公開した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 連携による業務の効率化と効果的实施について</p> <p>使命を効果的かつ効率的に果たすために、他機関との連携が必要である。連携の効果をあげるために、企業者のニーズを最も把握している産業技術センターがコーディネート役を果たすことが必要である。【意見】</p>	<p>大学、企業、主務課、財団法人やまぐち産業振興財団等との情報交換、交流、協力の連携強化に取り組み、産業技術センターの役割を効果的かつ効率的に果たすよう努めている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 人材育成による業務品質の確保・向上について</p> <p>産業技術センターの研究職員は人事異動がほとんどなく、定年まで勤務する体制にあり、技術の蓄積には適している反面、固定化に伴うデメリットを回避するために、上記の技術職員研修事業を計画的にかつ継続的に実施する必要がある。【意見】</p>	<p>技術職員研修事業を継続的に実施している。また、学会、研修会、講演会などにも職員を派遣して、各種能力の向上に努めている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 外部研究資金の導入による財源確保の観点について</p> <p>国の補助金が廃止される中で、外部研究資金の獲得に向けての基本方針を作成し、明文化の必要がある。【意見】</p>	<p>独立行政法人化へ向けた諸準備の中で検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>カ 新事業創造支援センターについて</p> <p>(7) 入居状況</p> <p>新事業創造支援センターは産業技術センターに隣接しており、研究開発や技術相談や開放試験研究機器の利用等に便利であることや、また産学連携を進めることが容易</p>	<p>新事業創造支援センターに関するPR活動を強化するなど、入居者の確保に努めている。</p>	<p>措置済み</p>

<p>になるといったことなどの有利性をPRし、施設の利用をより高める活動が必要である。【意見】</p>		
<p>(イ) 入居企業の審査及び管理 a 日程との関係で入居審査会が開催できない場合は、書面審査によることも可能であるように、措置しておくことも必要である。</p>	<p>書面審査による入居審査も可能となるよう運営要綱の改正を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 b 新事業創造支援センターは単なる貸室業ではなく、研究開発支援施設であるので、事業・研究の進捗状況を十分に把握し、適正な研究室の管理を行い、広く新事業を創出しようとする者に施設の利用と支援を受けるチャンスを与えるよう努められたい。【意見】</p>	<p>入居企業の事業・研究の進捗状況を十分に把握し、今後とも適正な研究室の管理を行うとともに、入居要件等の改善を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>キ 産業技術センターの役割の遂行について</p>		
<p>(ア) 中小企業の支援機関として地域の産業界の企業ニーズや技術シーズを把握するシステムが必要である。【意見】</p>	<p>企業からの要望や意見を把握するために、毎年度約200社への企業訪問による聞き取り調査やアンケートを実施しており、また、課題選定から事業化までの過程は長期間にわたり、種々の種類があるため、主務課や財団法人やまぐち産業振興財団等と連携し、企業の発掘、課題選定に努め、事業化へ向けて技術支援や財政支援などの取組を実施している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 課題選定から事業化までの過程について、産業技術センターとしてシステム化することを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 技術力の高い中小企業を発掘し、産業技術センターとの連携を図ることも研究成果を事業化に結びつけるために必要である。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 成果の公表、普及については、さらにホームページ等で県民に広く公表することの検討が必要である。その結果、県民の声を受入れ、産業技術センターの業務等の在り方に反映させることも必要である。【意見】</p>	<p>平成18年度からホームページの見直しを進め、研究成果の報告や技術開発により商品化された事例などを紹介している。平成20年1月に、研究開発、技術支援により成功した事例を一般県民にも分かり易くまとめた「成果事例集」を発行し、ホームページでも公開した。産技技術センターのメールアドレスをパンフレットやホームページに掲載しており、また、ホームページにはブログも立ち上げている。今後とも県民の声を汲み上げることに努め、必要に応じて業務等の在り方に反映させていく。</p>	<p>措置済み</p>

<p>ク 地方独立行政法人制度導入の検討 法人への移行については、先行して独法化している県等の状況を検証し、慎重に検討することが必要である。【意見】</p>	<p>企業ニーズに迅速に対応できる機動的な組織体制となり、自律的なマネジメントにより、サービスの一層の向上と効率的な業務運営を目指すため、平成21年4月から地方独立行政法人へ移行することを方針決定した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ケ 食品共同研究センター (ア) 食品共同研究センターの研究において、研究成果の事業化・製品化を図っていくためには、農産物の流通・加工企業等との連携が必要であり、積極的に連携・協力を進める必要がある。【意見】</p>	<p>食品共同研究センターは、一次産業部門の試験研究機関を統合した「農林総合技術センター」に「食品加工研究室」を設置したことから、平成18年度末で廃止した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 新規特産品の開発を行っていることを、県内の農林水産事業者をはじめ加工業者及び消費者に向けてPRする必要がある。同時に消費者の視点からどのような特産品を求めているか、ニーズをアンケートなどにより把握することも必要である。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 今後は、共同研究の成果が広く県民に還元されるものであるか十分評価を行い、その評価で認められたものについては、民間事業者の負担を軽減し、事業化を進めるという観点から、県と民間事業者との共同研究をより進めることが必要である。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 効率的、効果的な研究技術開発を行うために、民間事業者と共同ないしは連携した研究を行い、民間事業者の技術シーズやノウハウ等の活用をより進めることが必要である。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>4 山口県農業試験場 (現「山口県農林総合技術センター」)</p>	<p>(主務課 農林水産部農業振興課)</p>	
<p>(1) 収入に関する財務事務 ア 財産売払収入</p>		
<p>(ア) 生産品の売却価格について、「生産品の売り払いの手引き」との関係から適切かどうかチェックの必要がある。【意見】</p>	<p>生産品は試験研究のために栽培・調査したものであり、データ記入や試料採取などの調査跡のあるものや収穫の適期を過ぎたものが多くあり、通常の販売には適さないため、時価より低く売払い価格を設定している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 場内販売については県民に対しての周知が十分とは言えず、そのような状況下で市場価格よりも割安の価格で一部の県民に販売する</p>	<p>生産品は試験研究を優先として調査・貯蔵していることから、市場への出荷は適さない。</p>	<p>措置済み</p>

<p>のは公平性の観点から問題がある。 市場での販売も検討されるべきである。【意見】</p>		
<p>イ 使用料・手数料 行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がなされていなかった。【指摘】</p>	<p>減免を受ける旨を記載するよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 業務委託契約等に関する財務事務</p>		
<p>ア 清掃業務契約について 清掃業務契約について、担当者は業務報告内容の確認を行い、場長の承認を受けるようになっているが、場長の承認印が押印されていない。【指摘】</p>	<p>業務の履行確認を行った後、所長の承認印を得るよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 不用農薬・薬品等処分業務委託について</p>		
<p>(ア) 産業廃棄物処分業の許可のないE社が選定され、落札している。業者の選定に問題がある。【指摘】</p>	<p>平成19年度から、産業廃棄物処分業と運搬業の許可を併せ持つ業者を選定すよう改善した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) この契約事務の契約締結伺において、契約の相手方にE社の記載があるが、T社の記載はないことから、契約締結伺による承認手続きが行われていないことになる。【指摘】</p>	<p>平成19年度から、契約の相手方を漏れなく記載することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 契約書と同一日で別途合意書を締結する必要はなく、また、合意書の締結について契約締結伺に記載しておく必要があった。【指摘】</p>	<p>平成19年度から、合意書の内容を本契約に盛り込むこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 合意書によって、T社に対する委託手数料をE社に支払うことに変更しているが、契約の相手先に直接支払いを行わないことに正当性はなく、取引として不適切である。【指摘】</p>	<p>平成19年度から、運搬業務と処理業務の許可を併せ持つ業者を選定することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 業者の選定範囲について 委託業務の執行伺の業者選定理由において昨年度辞退した業者を除いているが、昨年度辞退したことをもって、当年度の選定から除くのは理由にならない。【意見】</p>	<p>平成19年度の業者選定に当たっては、入札参加資格者名簿に登載された業者を広く選定し、昨年度辞退した業者をも含め選定を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 知的財産権に関する財務事務</p>		
<p>海外における知的財産権の保護については、特に方針等が定められていない。品種登録も含め、知的財産権は、研究開発のために多大なコスト及び長い期間を要しており、その権利の保護は重要な問題である。農産物において</p>	<p>現在、農林水産省では多様な経験を有する外部専門家の参画を得て、知的財産戦略本部を立ち上げ、知的財産の創造・保護・活用のための施策を戦略的・総合的に推進している。農林総合技術センターにおいても、知的財産戦略推進担当者</p>	<p>措置済み</p>

は、種子が海外に持ち出され海外で生産されて逆輸入されることも考えられるため、情報収集からリスクへの対応等について検討することも必要である。

【意見】

(4) 公有財産管理

ア 土地について

庁舎敷地の土地台帳面積(36,980.57㎡)と登記簿謄本(36,980.52㎡)の面積が相違していた。【指摘】

を設置するとともに、農林業に係る農林水産省や他県との連携による知的財産ネットワーク等の情報網を活用して、権利侵害の未然防止に努めている。また、海外への実施許諾や権利登録等についても外部有識者等で構成される知的財産戦略会議の中でその方向性について検討するなどリスク管理の強化に努めている。

指摘後直ちに、登記簿謄本に記載されている面積に訂正して台帳を整理した。

措置済み

イ 建物について

(ア) 本館の建物台帳の面積(3,782.52㎡)と登記簿謄本(3,422.88㎡)の面積が相違していた。【指摘】

同上

措置済み

(イ) 企画普及部の研修室と農林業情報管理棟は登記簿が見当たらないとの回答であったため、現在、調査中である。【指摘】

山口地方法務局において家屋番号を調査し、不動産登記簿謄本を整備した。

措置済み

ウ 未利用土地について

(ア) かつては、場外ほ場として利用していたが、現在は未利用となっている土地について、将来的に行行政財産としての利活用が見込めない場合には、普通財産に分類替えをし、売却処分について具体的な検討を行うこととしているが早急な対応が必要である。【意見】

場外ほ場については、再度利活用を内部検討し、試験研究ほ場として活用が見込まれないと判断したときは、管財課と連携しながら処分を具体的に検討していく。

改善途中

(イ) 萩柑きつ試験場分場長公舎は平成5年4月以降未利用の状態が続いており、今後も使用見込みがない。処分を検討する必要がある。【意見】

萩柑きつ試験場は平成20年3月末で廃止したところであり、財政状況等も勘案しながら解体を検討していく。

改善途中

(イ) 美東原種農場分場長公舎は平成9年4月から、職員公舎のうち1棟は平成10年4月から、残り1棟は平成6年4月から未利用の状態が続いており、今後も使用見込みがなく、処分を検討する必要がある。【意見】

農林総合技術センターの財政状況や現建物の状況等を勘案し、適切に対応していく。

改善途中

(5) 物品管理

ア 備品の管理について

(ア) サーバー機器を保管転換により引き継いだら、指定物品取得報告書が知事へ未提出である。【指摘】

指摘後直ちに、指定物品取得報告書を提出した。

措置済み

(イ) 物品標示票の記号、番号が鉛筆で書いてあるため、消えかかって読めないものが2件あった。

指摘後直ちに、新たな物品標示票を貼付した。

措置済み

<p>【指摘】 (ウ) 物品管理簿には記載されているが、現物が見当たらなかったものがあった。【指摘】</p>	<p>廃棄処分の事務手続きを的確に行い、備品管理台帳との整合性がとれるよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 借入品1台については、物品借入調書、借入物品返還調書に場長及び次長の決裁のないものがあった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、事務処理を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 廃棄手続 (ア) 長期間未使用の赤外分析装置は、修理部品もないため廃棄予定のものであるが、不用の決定がなされていなかった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、不用の決定を行い廃棄処分を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 萩柑きつ試験場の加湿器2台他4台は使用不可能であり、不用の決定がなされていなかった。 【指摘】</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 美東原種農場の焼却炉他3台が不用の決定がなされていなかった。 【指摘】</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>(6) 毒物・劇物の管理に関する財務事務 ア 在庫点検の実施及び管理責任者への点検結果の報告</p>		
<p>(ア) 薬品使用簿には在庫点検等の記載はあるが、従前の数量を記載しているのみで、実際には照合がなされていなかった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、使用実績のない薬品を含め在庫点検を実施し、薬品使用簿との照合を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 点検の結果について、点検項目について記載したチェックリスト等を作成し、文書により報告を行う必要がある。【指摘】</p>	<p>平成19年度から、在庫点検の状況を文書により、管理責任者へ報告することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 薬品庫の安全管理 (ア) 薬品庫に毒物・劇物を保管している旨の表示がなく棚及び保管庫には施錠がなかった。【指摘】</p>	<p>平成18年8月に毒劇物管理担当者を集めた研修会を実施するとともに、表示及び保管庫施錠について管理徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 劇物の裸ビンを保管庫の入口の足元に置いていたが、安全管理に配慮した保管をする必要がある。 【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、保管庫の整理整頓を実施し、安全管理に配慮した管理徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 薬品使用簿と現物 薬品使用簿と現物に不一致があった。【指摘】</p>	<p>薬品の数量把握については、これまでの目測による数量把握を改め、平成19年度からは風袋込みの重量で管理を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 薬品使用簿の使用数量の把握方法 薬品使用簿の使用数量が風袋込みではなく中味の数量で記載されていた。使用量は、現物との照合ができるように中味の数量ではなく風袋込</p>	<p>毒劇物管理責任者のワーキンググループを設置し、管理体制や管理帳簿の見直しを検討し、平成19年度から、風袋込みの重量管理するための専用の台・秤を設置し、パソコン処理で帳簿管理を徹底す</p>	<p>措置済み</p>

<p>みの数量を記載することに変更の必要がある。【意見】</p>	<p>るなどの改善を図った。</p>	
<p>オ 使用期限切れの薬品 本場、徳佐寒冷地分場で使用期限切れの薬品があった。点検時には数量のチェックを行うのみでなく、在庫量、期限、保管状況等管理状況も含め確認する必要がある。【意見】</p>	<p>使用期限切れの薬品は、廃棄処分を行った。また、使用期限切れの薬品が放置される事態とならないよう、在庫点検時には今後の使用見込み、使用期限状況などを確認するよう在庫管理の徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>カ 長期間未使用の毒物・劇物について (ア) 萩柑きつ試験場で7年間未使用の毒物・劇物があった。【意見】</p>	<p>未使用の毒物・劇物は、廃棄処分を行った。また、長期間未使用の薬品が放置される事態とならないよう、在庫点検時には今後の使用見込み、使用期限状況などを確認するよう在庫管理の徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 5年間以上未使用のもののうち大島柑きつ試験場で行っていた土壌分析業務を本場の生産環境部に移したことによるものも含まれているが、取扱管理要領の規定に従って保管場所の移動を行うこと、また他の劇物・毒物について安全管理の観点から保有の必要性を検討し、整理を進める必要がある。【意見】</p>	<p>土壌分析業務で使用していた毒劇物のうち今後使用の予定がないものについては農業技術部土壌環境グループへ移管するとともに、長期間未使用の薬品を保有しないよう在庫管理の徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 大島柑きつ試験場で、メタノール（メチルアルコール）は5年間以上未使用の滞留品が1,000mlありながら、平成17年度に3,000ml購入している。滞留分は品質が悪いということであるが、その場合、物品不用の決議により処分の手続をした後に購入手続をする必要がある。【意見】</p>	<p>長期間未使用の滞留品は、廃棄処分を行った。今後は、滞留分が発生しないよう在庫管理を徹底することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>キ 農業試験場の毒物・劇物の管理について すべての薬品庫及び薬品の管理が「毒物及び劇物取扱要領」に準じて取り扱われているか再点検する必要がある。【意見】</p>	<p>本場及び分場の毒劇物管理担当者を集めた研修会を開催し、危機管理意識を深めた。また、毒劇物管理責任者のワーキンググループを設置し、「毒物及び劇物取扱要領」に基づいた管理体制等の改善を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(7) 現金管理について</p>		
<p>ア 生産物の売払収入2件について、現金出納簿への記載漏れがあった。【指摘】</p>	<p>販売体制の見直しを行い、記帳漏れがないよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 1万円以上の販売代金収入金額を領収日から3～7日後に払い込んで</p>	<p>生産品の販売時間を午後4時30分までとしていることから、即日納付は困難で</p>	<p>措置済み</p>

<p>いた。会計規則の遵守を徹底する必要がある。【指摘】</p>	<p>あるが、翌日には納付を確実に履行するよう体制を整えた。</p>	
<p>ウ 現金出納簿は現金の動きを記録するものであるから、常に現物の動きと一致していなければならない。農業試験場外で販売する場合の取扱いを文書化する必要がある。【意見】</p>	<p>場外販売の体制として、生産品を梱包する者と売りさばく者にとに総務・経理課職員を複数配置し、販売管理体制を整えた。また、場外販売の取扱いを「生産品の売り払いの手引き」で明文化した。</p>	措置済み
<p>(8) 組織及び運営に関する意見</p>		
<p>ア 調査研究について</p>		
<p>(ア) 研究課題が長期にわたっているものもあるが、研究を継続することの必要性を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年10月26日に「試験研究推進計画」を新たに策定し、研究課題を整理するとともに、更なる業務の重点化、効率化を進めている。なお、品目・品種の地域適応性試験など、長期、継続的に研究調査が必要な研究については、研究課題を構成する中課題や小課題において期間を設定するとともに、その必要性や内容について検討し、継続の可否を判断することとした。</p>	措置済み
<p>(イ) 中間評価については、内部評価をしたもののうちで、外部評価に付す基準を作成し、書面審査をする等、評価の効率化の検討が必要である。【意見】</p>	<p>中間評価については、専門部会（内部評価）において、取り巻く情勢変化が著しい課題、計画どおり研究が進んでいない課題を抽出し、これを外部評価会議に上程する方式に変更した。また、専門的かつ革新的な内容が多く、書面審査だけでの判断は困難なことから、効率的な評価を行うため、資料に工夫を凝らすとともに、資料の事前提示及びその質疑集約を徹底した。</p>	措置済み
<p>(ウ) 事後評価を当年度終了分を当年度末に実施しているが、研究課題の完了実績等の把握が十分できるか疑問があり、当年度完了分の事後評価は翌事業年度開始後のできるだけ早い時期に実施するように変更すべきである。【意見】</p>	<p>業務は単年度主義で実施していることから、年度末あるいは研究終了時を見越して成果をとりまとめ、評価を実施することとしている。見越した成果と実際の成果に齟齬が生じた場合はその都度必要な対応を行う。</p>	措置済み
<p>(エ) 追跡評価は、現状では関係者に対する資料提供や検討会の開催等でフォローアップが行われているが、より広く公表し、研究成果の普及を図るためには、ホームページの利用を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>「普及に移し得る成果」、「試験研究成果発表会資料」等の情報をホームページに掲載し、普及に努めている。</p>	措置済み
<p>イ 研修指導、技術相談について</p>		
<p>(ア) 農業系の研究開発の成果（新品种・新技術等）が広く県内に公開され、多くの農業者に浸透し、農業の活性化に寄与するよう広く県内に公開するとともに、技術相談への対応を強化する必要がある。</p>	<p>現在、研究部門と普及指導部門が連携して、日常的な農家指導の他、電話や来場者への技術相談に対応している。また、現地実証、現地検討会、成果発表会等も実施しており、これらの強化を図るとともに、平成19年度に再構築した山口県農</p>	措置済み

<p>【意見】</p> <p>(イ) 今後、農業大学校との連携の中で、教育・研修関係について互いの役割分担を明確にし、効率的に実施することを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>林水産情報システム（ホームページ）における農業技術部コーナーを活用し、迅速な技術相談への対応等も新たに取り組むこととした。</p> <p>農業者の研修教育は農業研修部で行い、試験研究に係る研究生の受け入れは農業技術部で行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 技術支援や技術相談を行った事例をデータベース化していないが、今後、データベース化し、事例の類型化等を図って、試験研究課題の選定や技術支援、技術相談に活用することを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>現地実証、現地検討会、成果発表会での質問、意見等については、その都度整理し、研究課題の選定等に役立てている。</p> <p>今後、合理的な運営と一層の利用便宜を図ること等を目的に、ホームページ上での相談コーナー等の設置による相談事例や現地事例の集約を強化することにより、技術支援・相談に必要な情報・データの蓄積を行っていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 他試験研究機関との連携による業務の効率化と品質向上について</p> <p>(ア) 県内の一次産業部門の試験研究機関との連携の強化</p> <p>今後、鳥獣被害防止の技術の開発等の林業指導センター、畜産試験場と関連する課題については、研究成果と効率性を高めるために共同研究等を進める必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年4月の農林総合技術センターの発足により、鳥獣被害防止技術、農林家経営管理技術、食品加工開発等、農業・畜産・林業の研究分野に横断的に関わる研究課題を一元的に取り組む研究部署を設置し、対応を強化している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 近畿・中国四国地域農業試験研究推進会議等との連携</p> <p>農林水産研究高度化研究事業等の外部資金の獲得にも寄与しているので、その観点からも連携は強化する必要がある。これらの連携の課題としては、研究課題のオリジナル性が薄れる可能性があることと、重要な研究シーズが流出しないように、連携に当たり慎重な対応が必要である。【意見】</p>	<p>連携研究の実施に当たっては、研究内容が本県の地域農林業の技術支援に寄与できるものであることを確認した上で参画することとしており、更に、研究実施中に獲得した研究シーズや、知的財産等については流出防止対策や守秘義務の徹底を図る。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 民間企業との連携</p> <p>民間との共同研究を推進する体制の整備を一層進めていく必要があるが、特に知的財産権に関するルールづくりを含めて民間との共同研究に対応する必要がある。【意見】</p>	<p>研究課題の迅速な解明や革新的な技術の導入、更にその成果の普及のためには、民間企業、大学等との連携が不可欠であり、現在、山口大学農学部、県立大学、県内外の企業等と連携した研究を実施中であり、既に、民間企業や大学等と特許の共同出願を複数件行っている。また、農林総合技術センター内に知的財産推進担当者を置き、事例に基づき、開発した研究シーズや、知的財産の取り扱いのル</p>	<p>措置済み</p>

<p>(エ) 大学等の教育機関との連携</p> <p>研究開発をより効果的・効率的に進めるためには、研究開発の役割分担を明確にし、大学等は専門性を生かした基礎的研究、農業試験場はその研究成果を受けて、生産現場や県民に還元される応用研究や実用化研究を行うこととし、各機関の人材・資源を有効に活用する取り組みが必要である。</p> <p>【意見】</p>	<p>ール化等を進めているなど、知的財産の権利化と活用などの取組の強化を図っていく。</p> <p>平成17年6月に「山口大学農学部・山口県農林関係試験研究機関連携推進会議」を設立し、本県の生産現場の課題解決に向けた組織的な連携研究活動を推進している。平成18年度からは、山口大学の先端技術と農林総合技術センターのフィールドワークや総合開発力を結び付け、県オリジナル品種等の開発加速化に取り組んでいる。今後は、他大学、高校、高専等へも連携の枠組みを拡大し、食品加工開発や省力栽培装置の開発など、具体的な共同研究を推進するとともに、人材育成、機器の相互有効活用等を進めていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(オ) 主務課、普及指導機関との連携</p> <p>主務課と連携することにより、県の施策の推進との整合性が図られるとともに、研究開発で得られた成果の一部は、地域農業の振興に向けて、主務課で事業化が進められ、現地農林事務所が普及に努めている。これらの連携は強化する必要がある。【意見】</p>	<p>研究の推進に当たっては、現場ニーズの把握、行政課題への対応等、組織的かつ一体的な取組を進めている。また、成果の普及に当たっても、普及事業と連携して現地への定着化を加速化するなど、今後とも主務課はもとより、農林事務所と一体となった取組を強化する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 人材育成による業務の品質確保・向上について</p> <p>(ア) 研究員の人材育成</p> <p>研究員の人材育成制度に関する基本方針や規程は存在しないが、人材育成の基本方針を作成し、計画的に人材育成を実施する必要がある。【意見】</p>	<p>これまで、研究のレベルアップや研究員の資質の向上を図るため、独立行政法人との人事交流、長期研修や連合大学院への派遣などを通じて人材育成に努めてきたところであるが、今後は、人材育成に係る内規等を整備し、特に、若年職員の資質向上や意識高揚に取り組んでいく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 技術の継承について</p> <p>研究職の引き継ぎが円滑に行われるように人事異動において配慮する必要がある。なお、研究職の人事異動について試験場にスペシャリストを育成するという観点から、特別な適用を受けることの可能な人事制度ができないか県全体として検討される必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>オ 外部研究資金導入による財源確保について</p>	<p>研究テーマや必要な局面に応じて、弾力的な人員配置・運営等が可能となるよう、関係部署と協議を進めている。</p>	<p>措置済み</p>

<p>外部研究資金受入れの対策は行っているが、外部資金導入のための規程が設けられておらず、基本方針等を定め、その方針に基づいて規程を作成し、対応する必要がある。</p>	<p>外部資金の積極的な確保及び活用を図るため、基本的な考え方やルール等を内規で定めることで対応していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>カ 分場について</p>		
<p>(ア) コスト面からの費用対効果の分析も必要である。そのためには、成果（効果）をどのような指標で測るかの調査研究が必要である。</p>	<p>地域農業への研究支援は、観光業、加工業などの他産業の活性化にも波及しており、一律的な費用対効果を出すのは困難であるが、先進事例等も参考しながら、今後、調査・研究していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(イ) 効率化の観点と、県の農業施策推進の観点の両面から分場の組織体制の在り方の検討が必要と思われる。【意見】</p>	<p>研究業務の効率化の視点に加え、生産現場の実状や施策との連動性を総合的に勘案しながら検討を進めていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(ウ) 生産農家や消費者を対象に、分場への要望や分場の存在することによる影響度等についてアンケートを実施し、県民のニーズを調査・分析することも必要と思われる。</p>	<p>分場の機能については、業務内容、農業施策推進の観点及び地域への影響度等を踏まえ検討した結果、平成20年3月末で「徳佐寒冷地分場」と「萩柑きつ試験場」を閉鎖した。なお、分場の再編に当たっては、農業者や関係団体の意見も聞きつつ、農業技術部内や関係部署への業務移管等適切な機能継承に努めていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>キ 農業試験場の役割遂行について</p>		
<p>(ア) 品質・技術については、市場を経由した後は、その需要が県内か県外かのデータを示すものがなく、県民への浸透度・理解度に繋がるか把握することが困難な状況である。しかし、試験研究開発成果を県民に示せるデータの模索は必要である。【意見】</p>	<p>研究成果の活用事例については、可能な限り数値を交えて、ホームページ、プレスリリース、成果発表会等の公開行事で紹介する取組を強化する。県民への浸透度の把握方法については、他県の事例も参考にして今後検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 農業の多面的機能(公益的機能)の確保のためにどのような研究開発成果があるか、追跡評価の結果をホームページ等により広く県民に公表することにより、説明責任は果たしていく必要がある。その結果、県民の声を受入れ、農業試験場の業務等の在り方に反映させることも必要である。【意見】</p>	<p>県民生活に密着している研究成果の実例やその波及事例を、広く紹介することが、県民の理解の促進や研究へのフィードバック上、極めて重要である。このため、山口県農林水産情報システム内の農業技術部のホームページの中に、広く県民の意見を聞くコーナーを立ち上げ、寄せられた意見を組織の運営に活かして行く方策等を検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(9) 研究データのセキュリティ管理</p>		
<p>農業試験場で、県庁LANにつながっていないパソコンの中に未利用のものが2台あった。その中に重要機密データがあるかないかは把握されていない。データ漏出の可能性があるため、データの有無の確認をし、ある場合にはデータの消去を徹底し、さらにパソコン</p>	<p>未利用であるパソコンを確認したところ起動しないため、記憶媒体であるハードディスクを破壊し廃棄処分を行った。</p>	<p>措置済み</p>

の利用の見込みがない場合は、不用の決定後、廃棄すべきである。【意見】

5 山口県畜産試験場

(現「山口県農林総合技術センター」)

(1) 収入に関する財務事務

行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がなされていなかった。【指摘】

(主務課 農林水産部畜産振興課)

減免を受ける旨を記載するよう徹底した。措置済み

(2) 知的財産権に関する財務事務

販売については、実施許諾先に負うところが多いが、取得した特許権の有効活用についてどのように推進するのか更に検討を要する。【意見】

低脂肪ソーセージについては、民間企業での製品化に向け、平成19年度に農林総合技術センターに設置された食品加工研究室で更に検討していく。改善途中

(3) 公有財産管理

公有財産台帳には地目を山林と記載しているが、登記簿謄本では畑で登記しており地目が異なっているケースがあった。【指摘】

指摘後直ちに、公有財産台帳の地目を畑に訂正した。措置済み

(4) 物品管理

ア 寄贈品の手続きの失念について
他部署に転勤した職員から寄贈されたパソコンがあり、現研究員が引き続き研究目的に使用しているが、物品規則第17条に定める寄附採納の手続きが採られていない。【指摘】

指摘後直ちに、寄附採納の手続を行った。措置済み

イ 廃棄手続

(ア) 長期間未使用の機器について不用の決定が漏れているものがあった。【指摘】

当該機器に係る不用の決定を行った後に処分した。措置済み

(イ) 廃用供卵牛3頭の廃棄処分が物品規則第48条の規定に従って処理されているが、3頭の個体名号が記載されていなかった。【指摘】

指摘後直ちに、記載した。措置済み

(ウ) 廃棄手続済の機器が、部品取りのため倉庫に保有されている。財産管理上、部品取りのてん末について、管理簿を作成し、明確にしておく必要がある。【意見】

廃棄済みの機器については、部品取りのてん末を記載する管理簿を作成し、明確に管理できるよう改善した。措置済み

(5) 毒物・劇物の管理に関する財務事務

ア 管理状況、定期点検の実施状況及び薬品使用簿と現物との照合の結果

(ア) 定期点検の報告については、異常があった場合にのみ口頭で場長に報告を行うこととしているが、管理について標準化を行うとともに、報告は文書にて異常性の有無に拘わらず行うことが必要である。【指摘】

薬品管理基準を定め、9月及び3月の年2回、薬品の定期点検を行うとともに、異常の有無に拘わらず文書で報告するよう改善した。措置済み

<p>(イ) 定期点検の実施について、薬品使用簿に記載がないため励行されているか確認ができなかった。</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】 (ウ) 毒物・劇物の取扱についての要綱等が整備されていない。保管場所が多く別れていることから薬品の取り扱いについて要綱等を定めることが必要である。【指摘】</p>	<p>平成18年9月21日に、毒物・劇物の取扱いに関する要綱を定めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 毒物・劇物の数量の把握方法について 薬品使用簿の数量の記載が重量ではなく、体積や風袋抜きで記載されている薬品があるため、薬品使用簿の残量と現物との照合ができない薬品がある。【意見】</p>	<p>毒物・劇物の数量については、薬品使用簿の残量と現物との照合が適切に行えるよう風袋込みで記載することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(6) 組織及び運営に関する意見 ア 調査研究について</p>		
<p>(ア) 事後評価は事業が完了するものについて、その年度末に評価しているが、研究実績の把握が十分にできるか等の懸念があり、翌年度に入って数か月以内の適切な時期を定め、実施する必要がある。【意見】</p>	<p>業務は単年度主義で実施していることから、年度末あるいは研究終了時を見越して成果をとりまとめ、評価を実施することとしている。見越した成果と実際の成果に齟齬が生じた場合は、その都度必要な対応を行う。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 中間評価について、研究開始後いつの時点で進捗状況等の評価を行うか、評価対象にする時期を定める必要がある。【意見】</p>	<p>中間評価は、原則として完了前年度に実施する。研究期間が4年以上の課題については、2年ごとに行うこととしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 評価結果はホームページ等では公表していないが、試験研究の評価結果を広く県民に公表することを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>研究成果については、ホームページ等にも公表し、広く県民に公表しているが、研究課題の評価結果の公表も検討することとした。</p>	<p>改善途中</p>
<p>イ 技術支援について 相談事例、試験研究評価等が迅速に共通認識が図られるよう、広く農畜産関係者が利用できるよう、インターネットを活用し、検索が容易な情報のデータベース化を図っていく必要がある。【意見】</p>	<p>技術支援、技術相談のうち、個人情報に関するものを除き、情報のデータベース化を図ることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 山口型放牧の指導について 試験研究に取り組んでいるが、課題によっては農業試験場や林業指導センターの持つ専門知識、技術を活用するなど、連携により効率的な課題解決に取り組む必要がある。【意見】</p>	<p>山口型放牧等試験研究課題の拡大発展に向けて、経営技術研究室、農業技術部及び林業技術部と連携を図っており、これからも更に連携を深めていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 牧場の管理について 財政状況が厳しい中、一層の効率的運営に努める必要がある観点から、</p>	<p>育成業務課の預託業務の一層の効率的運営を図るため、外部委託の可能性を含</p>	<p>改善途中</p>

<p>牧場の管理について外部委託の可能性を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>め、業務の見直しを検討していく。</p>	
<p>オ 農家からの飼料分析依頼について飼料分析については、民間の分析機関があり、農家からの依頼は可能ということであり、民間でできる検査は民間に委譲するという方針を徹底し、民間委譲するよう誘導すべきである。【意見】</p>	<p>農家からの飼料分析依頼については、平成19年度から民間での分析を行うよう誘導した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>カ 他の試験研究機関との連携による業務の効率化と品質向上について (ア) 県内他の試験研究機関との連携 グローバルな地域課題（分野横断型）については、縦割による弊害を是正し、農業試験場及び林業指導センターの持つ専門的知識や技術を生かして課題解決を効率的に行うために連携して取り組む必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度の農林総合技術センター発足を契機に、更に連携して多分野にわたる地域課題に取り組んでいる。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 他県の試験研究機関や民間との連携 a メリットは、試験対象牛等が少類数でも、共同して研究すれば精度の高いデータに集積できるということであり、連携の効果が、今後より深めていく必要がある。【意見】</p>	<p>他県の試験研究機関や民間との連携については、推進する方向で試験研究に取り組んでおり、これからも連携を深めていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 県民に還元される研究活動をするために、民間企業と連携を強化し、ノウハウを活用する必要がある。【意見】</p>	<p>現在、豚の飼料について民間企業と連携して研究しており、これからも継続して民間のノウハウを活用していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 大学等の教育機関との連携 緊急性や重要性の高い研究開発につながるための基礎となる研究等について、大学の研究機関と役割分担を明確にしながら研究活動の効率化を図る必要がある。【意見】</p>	<p>平成17年6月に「山口大学農学部・山口県農林関係試験研究機関連携推進会議」を設立し、本県の生産現場の課題解決に向けた組織的な連携研究活動を推進している。平成18年度からは連携に関する覚書を締結し、双方の役割分担を明確にしながら研究活動の効率化を図っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 県立農業大学校との連携 これから産地育成、農業関係の担い手育成等の地域課題がより高度で複雑化し、迅速な対策が求められる中で、畜産の振興を図っていくためには試験研究機関と教育機関さらには普及指導機関とが役割分担を明確にした上で、より密接な連携を図る必要がある。</p>	<p>毎年、農林事務所畜産部と県内各地域での畜産に関する課題について協議しながら普及指導を図っている。また、平成19年度の農林総合技術センターの発足を契機に、センター各部や農林事務所の各部と更に密接な連携を図っている。</p>	<p>措置済み</p>

<p>【意見】</p> <p>(オ) 行政機関（主管課、農林事務所等）</p> <p>今後も試験研究の成果をより普及するために、密接な連携は必要である。【意見】</p>	<p>試験研究の成果を更に普及するため、畜産振興課及び農林事務所畜産部との会議を毎年度開催し、当該年度の取組等を決定しており、引き続き密接な連携により研究成果の普及を図っていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>キ 人材育成による業務品質の確保・向上について</p> <p>(ア) 研究・検査等の業務が高度化・細分化することへの対応</p> <p>研究・検査等の業務が高度化・細分化することへの対応として、技術系職員の質を高めるため、人材育成の基本方針を明文化し、制度化を図る必要がある。【意見】</p>	<p>これまで、研究のレベルアップや研究員の資質の向上を図るため、独立行政法人との人事交流、長期研修や連合大学院への派遣などを通じて、人材育成に努めてきたところであるが、今後は、人材育成に係る内規等を整備し、特に、若年職員の資質向上や意識高揚に取り組んでいく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 技術・ノウハウの継承</p> <p>退職するベテラン職員が有する技術・ノウハウを在職職員に確実に継承し、業務の遂行に支障のないようにする必要があり、円滑な技術の継承の方策の検討が必要である。【意見】</p>	<p>技術の継承については、一つの研究に各年齢階層の研究員を配置するよう留意し、試験研究に取り組んでおり、試験研究の成果を研究報告書にまとめるなどして研究成果が継続できるようにしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ク 外部研究資金の導入による財源確保について</p> <p>外部資金を導入するためには、畜産試験場の研究成果を研究概要、シンポジウム等で広く全国に情報発信する必要があり、このためには外部資金導入に関する基本方針や施策等についての規程を定め、取り組む必要がある。【意見】</p>	<p>外部資金の積極的な確保及び活用を図るため、基本的な考え方やルール等を内規で定めることで対応していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>ケ 畜産試験場の役割遂行について</p> <p>(ア) 試験研究業務の有効性について</p> <p>県民への浸透度、理解度を高めるために、県民ニーズを把握し、実用化の可能性が高い研究を中心に行うことが必要である。【意見】</p>	<p>試験研究の有効性について県民の理解が得られるよう、場内視察等を通じて県民ニーズの把握に努めるとともに、外部評価会議で課題等の評価を行いながら研究に取り組んでいる。今後も一層のニーズの把握に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 研究成果の普及については、現地への直接指導体制が構築されているが、試験研究機関と普及機関の連携強化に向けて、その効果の検証が必要である。【意見】</p>	<p>農林事務所畜産部との連携会議や業績発表会等を通じて、普及成果の検証を図っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 成果の内容の公表は、成果発表会、試験研究報告等で行っている</p>	<p>リニューアルされた農林水産情報システム「やまぐち農林水産ねっと」におけ</p>	<p>措置済み</p>

<p>が、広く県民に公表するためにホームページの活用を検討する必要がある。その結果、県民の声を受入れ、畜産試験場の業務等の在り方に反映させることも必要である。</p>	<p>る農林総合技術センター畜産技術部コーナーを活用し、成果や技術の公表を図ることとした。</p>	
<p>【意見】 (7) 人件費（給与に関する財務事務） 時間外勤務時間を平均水準にするため、土日の飼育管理等を研究職員の勤務シフトまたは日々雇用者で対応できないかどうか検討する必要がある。</p>	<p>一部日々雇用職員での対応を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>	<p>(主務課 農林水産部森林企画課)</p>	
<p>6 山口県林業指導センター (現「山口県農林総合技術センター」)</p>		
<p>(1) 収入に関する財務事務 ア 使用料 行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がなされていなかった。【指摘】</p>	<p>減免を受ける旨を記載するよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 緑化苗木の売り払い (ア) 予算が削減される中で、必要数量を効率的に生産するなどのために、生産品の数量を全般的に管理することを検討する必要がある。</p>	<p>平成19年度から、年度当初及び9月上旬に苗畑にある緑化樹苗木の規格別数量調査を実施することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 (イ) 売却単価は市場単価を参考に決定することを検討すべきである。</p>	<p>平成19年度から、職員の給与も加えることとし、売り払い単価の積算根拠を見直した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 (2) 業務委託契約等に関する財務事務 ペレットボイラー冷暖房保守管理業務については、「空調設備点検報告書」が保管されていなかった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、点検報告書を提出させた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 知的財産権に関する財務事務 職員の職務発明等に関する事務取扱要領第11に定める「発明台帳」及び職員の職務育成品種に関する事務取扱要領第9に定める「品種育成台帳」の作成が行われていなかった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、品種育成台帳を作成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 公有財産管理 林木育種園管理事務所、林木育種園作業場他2棟は10年以上、本来の用途に利用されておらず、今後の利用計画もなく、公有財産規則第42条に従って取壊すことを検討する必要がある。</p>	<p>解体費用等のコストがかかるため、利活用を含め取扱いを具体的に検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】 (5) 物品管理 ア 物品標示票の貼付等について (ア) 物品標示票の品名及び番号が消</p>	<p>指摘後直ちに、新たな物品標示票を貼</p>	<p>措置済み</p>

<p>えて読めず、管理簿と現物の照合ができなかった。(高圧殺菌釜付属品1台)【指摘】</p>	<p>付した。</p>	
<p>(イ) 備品管理簿の番号と物品標示票の番号が相違しているものがあった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、適切な物品標示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 備品を購入した当初から標示票を貼付していないものがあり、監査人の指摘により貼付させた。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、物品標示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 未利用機器 球果乾燥機は約20年間未利用であり、今後も利用予定がなく、物品規則第45条に定める不用の決定が漏れていた。【指摘】</p>	<p>解体費用等のコストがかかるため、利活用を含め取扱いを具体的に検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>ウ 物品の持ち出し 当センター外に設置するなどの場合は、備品の所在を明確にするため管理簿にその旨を記載する必要がある。【意見】</p>	<p>直ちに、管理簿に記載した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 機器の未使用状況について 木材試験機(昭和55年7月取得、金額3,800千円)は、3年以上未使用であり、将来の使用可能性も不明である。ただし、必要な補修は実施している。【意見】</p>	<p>平成20年度から研究調査で使用する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(6) 毒物・劇物の管理に関する財務事務管理はされているが、薬品についての取扱い手引きとなる要綱等が整備されていないため、今後、作成が必要である。【指摘】</p>	<p>平成19年4月に、山口県農林総合技術センター毒物劇物取扱管理要領を作成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(7) 組織及び運営に関する意見</p>		
<p>ア 調査研究について (ア) 国公募型、民間からの委託(受託)分が評価の対象外とされており対象外とするものを実施要領等に明確にする必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度から農林総合技術センターとして評価制度を一本化しており、「農林総合技術センター試験研究課題評価実施要領」により委託研究事業等で委託元が課題評価・進行管理するものは、外部評価の対象外とすることを明確にした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 受託研究については、どのような研究を受託研究として受入れるか等、基準を作成し、その基準に従って受託研究を実施する必要がある。【意見】</p>	<p>外部資金の積極的な確保及び活用を図るため、基本的な考え方やルール等を内規で定めることで対応していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(ウ) 事前、中間、事後評価の、評価の実施時期が定められていないので、評価規程及び実施要領において定める必要がある。【意見】</p>	<p>「農林総合技術センター試験研究課題評価実施要領」に実施時期を定めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 追跡評価は、研究課題の完了後何年経過後に行うか、また評価項</p>	<p>「農林総合技術センター試験研究課題評価実施要領」に実施時期等を定めた。</p>	<p>措置済み</p>

<p>目、評価基準について実施要領などに明確に定める必要がある。</p>		
<p>【意見】</p>		
<p>(オ) 事前評価したものについて、どのような場合に外部評価に付さないのか、基準を評価規程に明示すべきである。【意見】</p>	<p>「農林総合技術センター試験研究課題評価実施要領」に外部評価に付す基準を定めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(カ) 評価の総合点数の結果により、どのように措置（研究課題の中止等）するか取扱いが定められていないので、措置の基準を明確にする必要がある。【意見】</p>	<p>「農林総合技術センター試験研究課題評価実施要領」に措置の基準を定めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(キ) 農業技術の改良、鳥獣被害、農業被害など林業と関連があることを考慮し、試験研究の効率化の観点から、農業試験場、林業指導センター、畜産試験場の3つの機関の合同での評価の実施を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>農林業関係試験研究機関等の再編により、平成19年度から農林総合技術センターとして評価を実施している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ク) 外部評価結果は、主管課である森林企画課、農林事務所森林部等には公表しているが、県民に対して評価結果を広く公表することを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>農林業関係試験研究機関等の再編により、平成19年度から農林総合技術センターとしてホームページ等を利用し評価結果を公表している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 林業研修について</p>		
<p>林業指導センターの行う研修業務は林業従事者の担い手を育成確保するために必要であり、貢献もしているが、研修業務について民間委託を活用するなど、効率的・効果的な研修方法の検討が必要である。【意見】</p>	<p>効率的・効果的な研修のため外部委託先を検討したが、林業技能者を育成するための適当な委託先が見あたらないため、直営とする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 緑化種苗業務について</p>		
<p>(ア) 林木育種事業</p>		
<p>a 放置された状態となるむつみ林木育種園場所の利用は現状では予定されていないが、景観の問題もあり、早急に有効利用の検討が必要である。【意見】</p>	<p>間伐等の施業を実施し、天然更新による針・広混交林化を図るとともに、用途を検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>b 林業用種子の需要は減少しており、しかも林木育種園の管理費は経費削減により厳しくなっていることから、育種園の適正規模の検討を行う必要がある。【意見】</p>	<p>苗木の需要動向には人工造林の伐採等種々の要因が考えられることから、状況を注視しながら必要規模を検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>c 育種園の管理については、森林作業が行える地元業者に業務委託しているが、断幹・整枝・剪定などの作業については、種子採取と合わせ、整枝・剪定を</p>	<p>整枝剪定と種子採取は一連の作業が可能であるため、業務の一括委託に向けて検討する。</p>	<p>改善途中</p>

<p>行うなど省力的管理方法の検討を行う必要がある。【意見】</p>		
<p>d その他管理経費の節減対策として、下刈りの代わりに放牧を行うための林間放牧実証試験を実施しているが、山口型放牧を行っている畜産試験場との連携をより進めることも必要である。</p>	<p>山口型放牧については一定の効果が実証されたが、畜産技術部との情報交換等連携を更に深めながら実施していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>e 美東育種園は現在事業を行っていない状況である。借地契約期限はあるものの、美東町へ返還できないか検討する必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年3月31日に美東町へ返還した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 環境緑化園</p>		
<p>環境緑化園については、最近の環境に対する県民の意識の高まり等を踏まえて、緑化樹生産の位置づけ、緑化研修を含めた展示林の活用、市町村との役割分担等の方針を明確に示した上で、その在り方を検討すべきある。【意見】</p>	<p>平成19年2月に公表された「試験研究機関の見直し計画」に基づき、「緑化樹苗業務の効率化」に関する見直しを行うとともに、「環境緑化園」の運営管理のあり方についても検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>エ 連携による業務の効率化・品質向上について</p>		
<p>山口大学と連携研究に関する覚書が締結され、共同研究ルールも確立されており、共同研究への取組みをより発展させ、その成果を県民に還元できるように努める必要がある。【意見】</p>	<p>山口大学との連携を一層強化するため、先端技術の情報交換や機器の相互利用に努めて森林林業部会の活性化を図り、その成果をホームページ等で公表する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 人材育成による業務品質の確保・向上について</p>		
<p>今後は、人材育成の基本方針等を作成し、その方針に基づいて人材育成を計画的に進める必要がある。【意見】</p>	<p>これまで、研究のレベルアップや研究員の資質の向上を図るため、独立行政法人への派遣などを通じて、人材育成に努めてきたところである。今後は、人材育成に係る内規等を整備し、特に、若年職員の資質の向上や意識の高揚に取り組んでいく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>カ 外部研究資金の導入による財源確保について</p>		
<p>(ア) 本来果たすべき試験研究業務が阻害されることのないよう、外部研究資金の導入に関する基本方針を明文化し、その方針に照らして研究目的をチェックするなどの体制を整備することが必要である。【意見】</p>	<p>外部資金の積極的な確保及び活用を図るため、基本的な考え方やルール等を内規で定めることで対応していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(イ) 受託研究による外部研究資金の獲得の実績はあるが、受託された</p>	<p>「農林総合技術センター受託研究事業取扱要領」において、基本方針、判断基</p>	<p>措置済み</p>

<p>研究を受入れるかどうか等の基本方針は明文化されていない。判断基準の明文化が必要である。</p>	<p>準を明記した。</p>	
<p>【意見】</p>		
<p>キ 林業指導センターの役割遂行について</p>		
<p>(ア) 県民の森林に対する期待を把握し、その要望に的確に対応するために総合的な指導機関として諸施策を推進する必要がある。【意見】</p>	<p>農林業関係の試験研究機関等で連携し、農林家等の要請及び県農林行政の施策推進方向に対応した研究や担い手育成のための研修を推進している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 技術支援や相談などがあるが、その内容については、県民の理解を得るためにホームページ等で公表するとともに、県民の声を積極的に受入れ、林業指導センターの業務等の在り方に反映させることも必要である。【意見】</p>	<p>研究部門、研修部門及び緑化種苗部門が連携して、県民からの電話や来訪による技術相談に対応しているが、平成19年度に再構築した県農林水産情報システム（ホームページ）における林業技術部コーナーを活用して、県民の声を迅速に業務に反映していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(8) 研究データのセキュリティ管理</p>		
<p>ア バックアップ用CDの保管</p>		
<p>林業指導センターではバックアップ用のCDが各研究員の机の上に置かれたままになっている。施錠付きのラック等に保管する必要がある。【意見】</p>	<p>施錠付き机内に保管するとともに、情報セキュリティの確保の周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ パスワードの設定及び変更</p>		
<p>林業指導センターではパスワードが設定されていない。研究用端末には機密度が高いデータが入っているため、パスワード設定する必要がある。【意見】</p>	<p>パスワードを設定するとともに、定期的に変更することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>7 山口県水産研究センター</p>	<p>(主務課 農林水産部水産振興課)</p>	
<p>(1) 歳出に関する財務事務</p>		
<p>ア 海事職の出航等にかかる日額旅費 日額旅費が支給されているが、出航は海事職員にとっては本来業務であり、また、海事職給料表が行政職給料表より高いのは、出航業務が考慮されていると考え、別途日額旅費を支給することに合理的な理由があるのか疑問である。廃止について検討する必要がある。【意見】</p>	<p>国及び他県の支給状況や海事職(船員)の職務内容等も踏まえ、総合的に検討を進めていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>イ 食材の購入</p>		
<p>市場価格の安定した食材については複数の業者から見積書を取り、一定期間の単価契約をすることにより食糧費を削減することを、経済性の観点から検討すべきである。【意見】</p>	<p>食材のうち「米」については、複数の業者の見積書を取り、平成19年6月から単価契約をして購入することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 公有財産管理</p>		
<p>ア 土地について</p>		

<p>外海研究部の公舎敷地（面積1,786.10㎡）について、公有財産台帳上の取得年月日と登記簿謄本上のそれが相違している。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、公有財産台帳の取得年月日を訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 工作物について 内海研究部の第二飼育棟は、公有財産台帳上は建物に整理分類されているが、正しくは工作物として台帳を整理すべきである。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、工作物として台帳整理した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 未利用土地について (ア) 外海研究部の庁舎敷地の一部に未利用地がある。現在、具体的な研究課題はなく、土地の処分等の問題に対応する必要がある。併せて、当初の全体の配置計画は妥当であったのか分析し、今後の施設建設計画の際の指針にすることも必要である。【意見】</p>	<p>当該未利用地は、センター敷地内の奥にあり、進入路がセンター敷地のみで囲繞地であることから、処分することは難しい。今後の施設建設計画の際、有効利用を検討する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 場長公舎及び職員公舎2棟は、老朽化により平成5年から入居がなく、しかも、維持補修していないことから、老朽化は更に進行している。今後も入居は考えられず、しかも火災保険や所在市町村交付金などの維持費も発生していることから、解体すべきであると考え。【意見】</p>	<p>解体する方向で検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(3) 物品管理</p>		
<p>ア 物品の現物確認 第二くろしおに積載している研究用機器（遠隔操作無人探査機1台）は海中で使用するため、物品標示票が消えて読めなかった。第三者にも確認ができる工夫が必要である。</p>	<p>指摘後直ちに、物品標示票に記載した。今後は、消えていないか定期的に確認する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>		
<p>イ 廃棄手続 (ア) 指定物品のうち遊休状態にあり、今後も使用見込みがなく、不用の決定が漏れているものがあった。</p>	<p>今後使用する見込みのない物品は、不用決定を行い、処分することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>		
<p>(イ) 和船1艇は、指定物品不用決定の承認はされているが、処分の手続が進められていないまま保管されていた。【指摘】</p>	<p>平成18年度末に廃棄処分した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 小型船の付保について しおかぜについては、付保の対象としていない。しかし、年間稼働日数も多く、活動範囲も広がっていることから、早急に付保の検討をする必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年度から、漁船保険に加入した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>エ 借入品について 借入品については、業者にリース物件であることのシールを貼付させることを検討する必要がある。</p>	<p>リース物件である旨を表示したシールを貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 オ 試験研究用機器の導入方法について 機器の導入に当たり、購入かリースかなどの明文化された判断基準はない。コスト面でリースの方が必ずしも有利とはいえず、経済性の観点から検討が必要である。【意見】</p>	<p>経費的に有利な方法での導入を検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>カ 試験研究用機器の使用状況の管理について 指定物品については、年間の使用実績を把握し、将来の機器の整備計画に活用するためにも、使用に関する記録簿の作成が必要である。</p>	<p>平成18年10月に、使用記録簿を作成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 (4) 毒物・劇物の管理に関する財務事務 ア 毒物・劇物を含め、薬品の取扱いについて、手引き・要領等が作成されていない。取扱いについて文書化し標準化することが必要である。</p>	<p>平成18年10月に、「毒物劇物の管理等の要領」を定めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】 イ 薬品使用簿に点検の記載がなかった。【指摘】</p>	<p>使用簿に点検欄を設け点検することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ ホルマリン原液2本が薬品使用簿に記載されていなかった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、使用簿に記載した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 毒物であるアジ化ナトリウムを保管しているが今後使用される予定はなく、不用薬品となっている。早期に処分の検討が必要である。【指摘】</p>	<p>平成18年度末に廃棄処分した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 薬品を保管する棚に毒物・劇物の表示のないものがあった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、表示した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>カ キシレンについて、薬品出納簿では受入日は12月21日の日付であるが、薬品使用簿の受入日は12月12日と逆転している。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、薬品使用簿の誤記載を訂正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>キ 薬品使用簿には、風袋込みの数量で記載し管理する必要がある。【意見】</p>	<p>平成18年10月から、風袋込み数量で管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ク 亜セレン酸、二酸化セレン、オスミウム酸等、長期間使用していない薬品がある。必要性について検討し、不要な薬品は処分することが必要である。【意見】</p>	<p>長期保存ができる薬品で1回当たりの使用量がごく微量であるため保存している。なお、必要性を検討し、不要な薬品は処分することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(5) 組織及び運営に関する意見 ア 調査研究について (ア) 個別の研究課題について緊急度、</p>	<p>平成20年度から、外部評価制度に課題</p>	<p>措置済み</p>

<p>必要度等の観点から、外部評価を実施する等の検討が必要ではないかと思われる。【意見】</p>	<p>評価を取り入れることとした。</p>	
<p>(イ) 追跡評価については、早急に評価項目及び評価基準を作成し、明文化の必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年度から追跡評価を取り入れるとともに、評価項目及び評価基準を明文化することとした。</p>	措置済み
<p>(ウ) 評価要綱や要領において評価の実施時期を明文化する必要がある。【意見】</p>	<p>外部評価規程の一部改正を行い、評価時期を明示した。</p>	措置済み
<p>イ 技術指導等について 技術指導や技術相談を受けた事例等は、データベース化して、いつでも検索することができるようにしておく必要がある。【意見】</p>	<p>技術指導、技術相談等の対応状況について、平成20年度からデータベース化することとした。</p>	措置済み
<p>ウ 連携による業務の効率化と品質向上について</p>		
<p>(ア) 他の試験研究機関との連携 今後は情報交換を密にして、食品の共同研究等、一次産業の試験研究機関相互に関連するような研究課題について、連携を密にして、県民に研究成果が還元されるような対応が必要である。【意見】</p>	<p>一次産業部門の食品研究開発について、農林総合技術センター及び水産研究センターの役割分担を取り決め、連携・協力体制を整備した。</p>	措置済み
<p>(イ) 他県の試験研究機関との連携 問題点及びその解決方法等をデータベース化して、以後の共同研究や連携の障害の克服に利用するなどの対応をし、共同研究・連携のメリットを生かすように工夫する必要がある。【意見】</p>	<p>問題点とその解決方法等について、平成20年度からデータベース化することとした。</p>	措置済み
<p>(ウ) 水産大学校等の教育機関との連携</p>		
<p>a 各大学の得意とする研究分野及び保有する機器の情報を適時に把握し、より高度な専門的知識、調査技術や機器について指導・協力を得て、調査研究や技術開発研究が行えるようにする必要がある。【意見】</p>	<p>今後も引き続き、シンポジウム、学会発表等の情報収集や関係研究者との連携強化に努める。</p>	措置済み
<p>b また外部研究資金の獲得をめざすためにも、国や大学等の研究動向の情報把握には、水産大学校等の教育機関と連携を取ることが必要である。【意見】</p>	<p>外部研究資金導入については、今後も引き続き研究課題に係る国、大学、民間機関と連携を深め、獲得に努める。</p>	措置済み
<p>(エ) 民間企業等との連携 民間事業者との連携が不可欠な場合が多いが、特定民間企業と連携する場合、開発した技術の権利の帰属の問題や情報管理に留意する必要がある。【意見】</p>	<p>特定民間企業と連携して技術開発を行う場合、事前に開発した技術の帰属や情報管理について協議し、必要があれば書面に定めることとした。</p>	措置済み

<p>(オ) 行政機関（水産事務所等）との連携</p>	<p>水産事務所との連携が必要な研究調査については、事前協議の上、調査内容を決定する体制を構築している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>水産事務所の人員削減により、連携した調査体制が十分に取れない場合があるということが生じており、調査対象について重点的に行うなどの絞り込みが必要である。</p> <p>【意見】</p>		
<p>エ 人材育成による業務品質の確保・向上について</p>	<p>研究課題により、調査方法、研究・調査・分析機器が大きく異なることから、技術、ノウハウ継承の方針・手続きを明文化する必要性は低いが、技術の継承が滞らないよう、国、大学等の指導機関での研修受講や可能な限り主任、副主任の2人体制をとることにより技術・ノウハウの継承に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>人材育成に関する基本方針を定め、その方針に従って計画的に人材育成を図る必要がある。組織として技術・ノウハウ継承の方針・手続きを明文化し、徹底する必要がある。【意見】</p>		
<p>オ 外部研究資金の導入による財源確保について</p>	<p>関係機関の状況を参考にしながら、水産研究センター外部研究資金導入に関する基本方針について検討することとしている。</p>	<p>改善途中</p>
<p>外部研究資金の獲得は、研究のための財源確保の観点から積極的に取り組む必要があるが、そのためには、本来果たすべき試験研究業務が阻害されることのないように、外部研究資金導入に関する基本方針を定め、明文化して対応する必要がある。</p> <p>【意見】</p>		
<p>カ 水産研究センターの役割遂行について</p>	<p>平成20年度から追跡評価制度を取り入れた。また、結果についてはホームページの「海鳴りネットワーク」等で情報公開する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>水産研究センターの業務の成果については今後の方向として、追跡評価を行い、その結果を公表する等して県民に積極的に情報公開を行い、水産研究センターの県の水産業振興への貢献度の理解を得るようになる必要がある。【意見】</p>		
<p>キ 試験研究機関の組織の在り方の検討について</p>	<p>漁業者ニーズや外部評価結果を精査し、「儲かる漁業」を目指して効率的な調査船運航ができるよう、研究課題を選定し、予算獲得に努めている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(7) 漁業調査船の稼働率は研究課題の内容によって大きく左右される部分があるということであり、漁業調査船の運航を効果的・効率的にするために、研究課題の評価制度の運用状況及び漁業者のニーズに合った試験研究が行われているかなどを検証する必要がある。その結果を踏まえ、漁業調査船の運航体制の効率的な体制が検討される必要がある。【意見】</p>		

<p>(イ) 最近の県民の食に対する安心・安全に配慮したニーズが強いこともあり、他の一次産業部門の試験研究機関との連携により水産物を使用した食品開発研究を目指し、県産水産物の販路拡大に貢献するようにすべきである。【意見】</p>	<p>水産物の安心・安全やブランド化に向け、漁獲後の鮮度保持、品質保持研究に努めるとともに、魚種や季節ごとに成分分析を行い、旬や機能的成分の把握を行っている。また、水産加工食品開発については農林総合技術センターと協力している。</p>	<p>措置済み</p>
--	---	-------------

(そ の 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件
人材養成・職業訓練機関の財務事務
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 人材養成・職業訓練機関全般 (1) 備品として取り扱う金額の基準について（効率性の観点） 機器などの備品の現物管理を重点的に行うために、備品として扱う金額の基準の改正を検討する必要がある。 【意見】</p> <p>(2) 棚卸 物品規則には実地棚卸に関する定めはないが、現物管理が適切に行われるように、1年に1回は棚卸を行うことを同規則に定めることを検討すべきである。【意見】</p> <p>(3) 機器の使用実績簿の作成と活用について 使用実績の把握のため、使用実績簿の作成を検討する必要がある。目標と</p>	<p>物品規則の備品として取り扱う金額の基準については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、昭和48年以降3度にわたり基準額の改正を行ったところであり、現行の基準額3万円は、平成10年に改正したものである。今回の監査意見等を踏まえて内部検討した結果、県民共通の財産を適切に管理する上からは、現行の基準額を当分の間、維持することが適当との判断に至ったものであるが、今後においても社会経済情勢の変化等を踏まえ、常に改正を前提に内部検討していく所存である。なお、備品の適正な管理の観点から、平成18年度から物品管理システムを導入し、台帳管理事務の軽減と効率化を図ったところである。</p> <p>備品の適正管理を図る観点から、監査意見等を踏まえ次のとおり改善を図ることとした。</p> <p>① 各所属に対し、1年に1度、備品台帳と現物の確認(棚卸)を行うよう指導し、所在管理の徹底を図った。</p> <p>② 物品会計検査(物品管理課実施)において、原則として3年に1度、備品台帳と現物の確認を行うこととした。</p> <p>平成20年度から、物品規則に規定する指定物品について使用実績簿を作成し、</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>実績の分析結果を基に、機器の整備計画を立案し、機器の選定を合理的に行う必要がある。【意見】</p>	<p>使用実績の評価を行うこととした。</p>	
<p>(4) 機器の導入方法について 機器の導入に当たり、購入・リース・他機関の機器の借用・業務の外部委託などの選択について判断基準が定められていないが、一定金額以上の機器の取得については導入をどのようにするか、方針や基準を作成し、その基準に基づいてコスト面で最も有利な方法を選択するようにすべきである。</p>	<p>機器の導入に当たっては購入、リース等の中からコスト面で最も有利な方法を選択しており、今後とも適切な導入に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 (5) 人件費 ア 時間外勤務手当 (ア) 時間外勤務命令の理由の記載について</p>	<p>時間外勤務命令の具体的な理由を記載することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>どのような業務で超過勤務命令が出されたのか明確ではなく、超過勤務命令の理由を明確に記載する必要はある。【意見】</p>	<p>正規職員の業務内容の分析を行い、補助的業務については臨時的職員の活用を図っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 時間外手当の減少 各人材養成・職業訓練機関においては、時間外勤務を減少させるために、臨時的職員の活用等により対応できないか検討の必要がある。【意見】</p>	<p>職務内容により臨時的職員を組み合わせた体制としており、今後も臨時的職員の活用に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 臨時的職員の活用 今後、社会経済情勢の変化等により、事業内容についても変わっていくことが予想されることから、これまでのような正規職員を主体とした体制から、臨時的職員等の適切な組み合わせを検討し、将来的にコスト構造の弾力性を高めていく必要があると考える。【意見】</p>	<p>農業大学校、衛生看護学院、萩看護学校及び東部高等産業技術学校については、全職員が振込による給与支給とした。西部高等産業技術学校については、平成20年度における現金支給職員の割合が16%に減少しているところであり、引き続き、現金支給職員に対し協力を要請していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 給与の支給方法について 現金支給は現金の移動保管等のリスクがあり、また、事務効率をあげるため、振込による給与支給の完全化に向けて現金支給職員の協力を要請していく必要がある。【意見】</p>	<p>衛生看護学院及び萩看護学校では個人情報取扱要領を策定し、情報セキュリティ管理の徹底を図っている。その他の機</p>	<p>改善途中</p>
<p>(6) 個人情報等のセキュリティ管理 ア セキュリティ基準について 衛生看護学院を除きセキュリティの具体的な基準が定められていない。 個人情報等の消失リスク及び漏出</p>	<p>衛生看護学院及び萩看護学校では個人情報取扱要領を策定し、情報セキュリティ管理の徹底を図っている。その他の機</p>	<p>改善途中</p>

<p>リスク等を低減させるためには、セキュリティの具体的な基準を定め、目標とすべきセキュリティ水準が維持されるよう管理する必要がある。</p> <p>【意見】</p>	<p>関では「山口県情報セキュリティポリシー」に基づき情報の消失防止に努めるとともに、具体的な基準等についても検討していく。</p>	
<p>イ 個人情報等の消失リスク</p> <p>個人情報等の消失リスクを軽減するため、バックファイルの取得方法を手続書として作成し、関係者に周知するか、あるいはチェックリストを作成してセキュリティ意識を高める工夫をする必要がある。【意見】</p>	<p>衛生看護学院及び萩看護学校では個人情報取扱要領を策定し、情報セキュリティ管理の徹底を図っている。その他の機関では「山口県情報セキュリティポリシー」に基づき情報の消失防止に努めるとともに、具体的な基準等についても検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>ウ 個人情報等の漏えいリスク</p> <p>(ア) 個人情報等保管テープの定期的な棚卸</p> <p>個人情報等の漏出リスクを軽減するためには、職員の信頼だけに依存せず、MO等のデータ保管媒体の数量及び内容を台帳に記載し、定期的に数量チェックを行う必要がある。【意見】</p>	<p>公文書取扱規程や「山口県情報セキュリティポリシー」に基づき適正な情報管理に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) アクセス権限者の設定</p> <p>情報を共有化している端末以外は、職務分掌上の権限者以外の者は学生データにアクセスできないようにする必要がある。【意見】</p>	<p>パスワードを設定し、職務分掌上の権限者以外の者がアクセスできないようにした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) フロッピー等のデータファイルの廃棄</p> <p>a 卒業生に関する電子データは、機密データの漏えいを防ぐため、廃棄手続を定める必要がある。【意見】</p>	<p>公文書取扱規程に基づき、適正な廃棄に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b その他の電子データは保存期間経過後は確実に廃棄し、経過後も保存するものはその理由を明らかにする必要がある。【意見】</p>	<p>公文書取扱規程に基づき、適正な廃棄等に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) コンピュータの施錠や固定化の必要性</p> <p>端末自体に重要データが保存されている場合には、その漏出を防ぐためコンピュータの施錠や使用者固定化の必要性が高まるが、その状況が把握されていない。状況を把握しリスク評価をする必要がある。【意見】</p>	<p>パスワードを設定し、コンピュータ使用者の固定化を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 個人情報等の機密度の設定</p> <p>紙ベースの書類、電子データとしてどのようなものがあるか、機密度</p>	<p>個人情報等については、個人情報保護条例及び公文書取扱規程に基づき適正に</p>	<p>措置済み</p>

<p>の設定、管理の方法を示した方針・規程等を文書化する必要がある。</p>	<p>管理するよう徹底した。</p>	
<p>【意見】</p>		
<p>(7) 組織及び運営に関する意見</p>		
<p>ア 現状では行政コスト計算書は作成されているが、分析・評価の段階にはなく、今後有効に活用するための方策の検討が必要である。【意見】</p>	<p>行政コスト計算書の有効活用について、今後検討を進めていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>イ 行政活動の成果を定量的・定性的に評価する指標の研究が必要である。</p>	<p>同上</p>	<p>改善途中</p>
<p>なお、行政評価の目的は効率性の判断のみではないが、効率性を判断する場合の材料として、県で統一した基準により行政コスト計算書を作成し、行政評価に活用されることが望まれる。【意見】</p>		
<p>2 山口県立農業大学校</p>	<p>(主務課 農林水産部農業経営課)</p>	
<p>(現「山口県農林総合技術センター」)</p>		
<p>(1) 収入に関する事務</p>		
<p>ア 財産売払収入</p>		
<p>販売価格の客観性を担保するためには、規程で販売価格決定のルールを明確化する必要がある。【意見】</p>	<p>平成18年11月1日に生産物取扱要領を制定し、ルールを明確化した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ その他収入</p>		
<p>(ア) 行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がなされていなかった。【指摘】</p>	<p>減免を受ける旨を記載するよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) やまぐち就農支援塾の受講料は条例の範囲外としているが、研修課程に位置付けられていることから、使手条例に基づく受講料の徴収を検討すべきである。【意見】</p>	<p>平成20年5月から、受講料を徴収することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 業務委託契約等に関する財務事務</p>		
<p>ア 権限の委譲の範囲について文書としてその範囲を明確にしたものはない。所属内で決裁を取り、専決事項の範囲を常に明確にしておくことが必要である。【指摘】</p>	<p>平成18年10月23日に「校長が指名する職員の専決について」を策定し、範囲を明確にした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ これまで庁舎積算マニュアルに基づき積算を行っているが、こうした予定価格と契約金額が大きく乖離することが継続する場合、これに加えて、業務の実態や過去の入札執行結果等、同種及び同規模の施設における積算、契約金額を調査するなどして、予定価格の積算について検討していく必要がある。【意見】</p>	<p>現在は予定価格と契約金額が大きく乖離する状況にないため庁舎積算マニュアルに基づき積算を行っているが、大きく乖離する状況が発生した場合は意見の趣旨を踏まえて対応することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 物品購入契約に関する財務事務</p>		

<p>物品借入の随意契約が認められる金額基準の適用について、1年間の金額で取り扱うのではなく、契約期間の総額で扱う方法に変更できないか検討することが必要と思われる。【意見】</p>	<p>予算の執行は単年度主義で行われており、契約期間が複数年での総額として扱う方法は、地方自治法の定めにおいても規定されていない。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 公有財産の管理</p>		
<p>ア 建物について</p>		
<p>(ア) 農業研修館について公有財産台帳の床面積と登記簿上の床面積とが異なっていた。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、登記簿謄本に記載されている面積に訂正して台帳整理をした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 畜産試験場内にある岩永実習棟（面積788.62㎡）は、平成9年8月に県が法務局で閲覧するも、登記の事実が不明のまま現在まで放置されている。再度調査し、場合によっては登記し直す必要がある。</p>	<p>平成10年10月14日付け管財課通知「土地及び建物の登記に関する運用基準」に基づき登記を省略した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>		
<p>(ウ) 畜産試験場内にある岩永実習棟（面積788.62㎡）は、実質的に農業大学校での利活用はないことから、所管替えの検討も必要と思われる。【指摘】</p>	<p>組織再編により、所管替えは不要となった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 工作物について</p>		
<p>研修館と食堂棟を結ぶ渡り廊下、男子寮と食堂棟を結ぶ渡り廊下は、公有財産台帳に記載されておらず、早急に整備する必要がある。【指摘】</p>	<p>男子寮と食堂棟を結ぶ渡り廊下は建物として記載されていたため、工作物へ区分替えし台帳整理をした。また、研修館と食堂棟を結ぶ渡り廊下は工作物として台帳整備をした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(5) 物品管理</p>		
<p>ア トラクタ1件、スピードプレーヤ1件に物品標示票の貼付がなかった。</p>	<p>指摘後直ちに、物品標示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>		
<p>イ 超音波診断装置は修理を依頼中であるが、修繕に関する手続きが全く行われていなかった。【指摘】</p>	<p>物品規則に基づき、適正に手続を行うよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 電話機については借入品としているが、借入品管理簿が作成されていなかった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、借入品管理簿を作成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ バスやトラックを県の出先機関に一時的に貸し付ける場合がある。これは、物品規則上の保管転換（第32条）であるが、その手続きが採られていなかった。【指摘】</p>	<p>物品規則に基づき、保管転換の手続を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 農業試験場と農業大学校は機器の利用について共通性があると考えられるが、重要な機器については、貸し借りの前提条件として、保有状況を双方で把握しておくべきである。</p>	<p>保有状況については把握済みである。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(6) 毒物・劇物の管理に関する財務事務</p>		

<p>ア 薬品の取扱いについて、手引きまたは要領がない。作成が必要である。</p> <p>【指摘】</p>	<p>平成18年11月1日に「毒物及び劇物取扱要領」を作成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 園芸・生物土壤実験室の薬品について、平成18年8月18日に行った点検では11種類中7種類に計量誤差が発生している。【指摘】</p>	<p>適切な計量に努めるよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 園芸部及び畜産部において、使用期限切れの薬品や長期間使用していない薬品がみられた。不用薬品として処分すべきものかどうか検討が必要である。また、薬品の取扱要領等を整備する際には、期限切れの薬品及び長期間使用していない薬品の取扱いについても定める必要がある。</p> <p>【意見】</p>	<p>期限切れの薬品や長期間使用していない薬品の取扱いについて「毒物及び劇物取扱要領」に定めた。不用薬品は、平成19年度に処分した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(7) 郵便切手等の出納管理</p> <p>平成18年度の郵便切手類受払簿に使用者印が押印されていなかった。</p> <p>【指摘】</p>	<p>使用者印を確実に押印するよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(8) 組織及び運営に関する意見</p>		
<p>ア 入学生の状況</p> <p>研究科の入学者が非常に少ない(平成18年度は0人)、研究科に対する本科学士のニーズ等を調査し、その結果によっては研究科の生徒の募集の休止(または廃止)を含めて、その在り方について早急に検討することが必要である。【意見】</p>	<p>山口県農業大学校条例を改正し、平成19年3月末に研究科を廃止した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ やまぐち就農支援塾</p> <p>(ア) やまぐち就農支援塾は、団塊の世代を農業の新たな担い手として育成、確保するために、研修メニューも工夫し、運営していく必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度から新たに「担い手養成講座」を開設し、より実践的な研修メニューを追加した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) やまぐち就農支援塾は55歳以上の受講生が増加しているものの、就農には直ちに結びついてはいない。農業未経験の定年退職者等に対しては、職業としての農業への関心を醸成するように、各地域の生産組合や指導農家の紹介等、引き続き農業の知識、技術習得の機会を提供することが必要である。</p> <p>【意見】</p>	<p>やまぐち就農支援塾では、職業としての農業への関心を醸成するため、ほ場での実習に加え農業法人や先進農家訪問及び卒塾生訪問を実施するなど多彩なカリキュラム編成を行っている。今後も、農業の知識、技術取得の機会の提供に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 就農に結びつけるためには、就業相談や農業関係法人や事業体の就業情報の提供や、就業前後に必要な資金の調達方法等の支援が必要である。【意見】</p>	<p>農業経営課、農林振興公社と連携し、就農のための制度や資金に関する情報提供や相談体制の強化に努めている。</p>	<p>措置済み</p>

<p>ウ 業務の現状と改善点 (7) 無料職業紹介事業の推進 非農家出身の学生が多く、農業法人への就職希望者が増加傾向にあり、「就農相談フェア in 農大」の充実等を図って無料職業紹介事業を一層推進し、就農者数が増加するように努める必要がある。</p>	<p>県内の農業法人や農業会議、農林振興公社と連携し、「就農相談フェア in 農大」を開催し、就農者数の増加に努めている。また、随時求人情報の提供を行うとともに、就農ガイダンスに出席し、職業としての農業のPRに努めている。</p>	措置済み
<p>【意見】 (イ) 農業大学校の役割を効果的・効率的に遂行することについて a 平成18年度の入学者数が景気の回復により大幅に減少しているが、景気に左右されない農業基盤を確保するためには、新規就農者の確保は必要であり、県の方針にもあるように、農林事務所農業部等と連携を深めることが必要である。【意見】</p>	<p>農林事務所農業部と連携し、新規就農希望者の情報収集を進めるとともに、卒業生の就農計画作成等を連携して進め就農促進に努めている。また、現地情報交換会を農業部、市町、JAと連携して開催し学生の就農希望現地の情報の収集に努めている。</p>	措置済み
<p>b 農業の担い手育成を効果的に 行うためには、農業大学校と試験研究機関が連携することにより、試験研究成果（高齢者の負担を軽減する農業技術等を含む）を養成課程・研修課程に反映することなどが必要である。 【意見】</p>	<p>平成19年度から農林総合技術センターとして組織再編し、試験研究成果を農業大学校のカリキュラムに一層反映させることとした。</p>	措置済み
<p>3 山口県立衛生看護学院</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p>	
<p>(1) 収入に関する財務事務 ア 行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がされていないかった。【指摘】</p>	<p>減免を受ける旨を記載するよう徹底した。</p>	措置済み
<p>イ 後期の授業料について、9月16日及び9月21日徴収分が10月7日に県の口座に振り込まれていた。県の口座に振り込む手続が遅れていた。 【指摘】</p>	<p>徴収当日に県口座に振り込むことを徹底するとともに、授業料の支払いについては、平成20年度から納付書による払込方式とした。</p>	措置済み
<p>ウ 授業料は前期・後期ともに高額であり、徴収方法を銀行振込にすることを検討すべきである。【意見】</p>	<p>授業料の支払いについては、平成20年度から納付書による払込方式とした。</p>	措置済み
<p>(2) 業務委託契約等に関する財務事務 ア 権限の委譲の範囲について文書としてその範囲を明確にしたものはない。所属内で決裁を取り、専決事項の範囲を常に明確にしておくことが必要である。【指摘】</p>	<p>責任の所在を明確にするよう、事務決裁規程のとおり決裁手続を行い、必要な場合を除き代決は行わないこととした。</p>	措置済み
<p>イ 予定価格の算定に当たっては、庁舎積算マニュアルに基づき積算を行</p>	<p>予定価格の決定に当たっては、「庁舎管理業務委託マニュアル」を基準とし、</p>	措置済み

<p>っているが、これに加えて、業務の実態や過去の入札執行結果等、同種及び同規模の施設における積算、契約金額を調査するなどして、予定価格の積算について検討していく必要がある。【意見】</p>	<p>過去の契約状況や他所属の積算等を参考にしながら、業務の実態に合った客観的な積算に努める。</p>	
<p>(3) 現金管理 出納担当者が休んでいた間に徴収したコピー代金（1万円未満）が1週間を超えて保管されていた。会計規則第32条第4項の定めに従っていなかった。 また、職員の休暇時の処理体制を整備しておく必要がある。【指摘】</p>	<p>出納担当職員が休暇の際は代理を指名することとし、出納担当職員が欠けることがないように、事務処理体制を整備した。</p>	措置済み
<p>(4) 組織及び運営に関する意見</p>		
<p>ア 入学生の状況</p>		
<p>(ア) 第一看護学科 入試の公平性、透明性の観点から、推薦入学者数は定めた範囲内にとどめるべきであると思われる。 【意見】</p>	<p>推薦入試の趣旨を踏まえ、適正な運用に努める。</p>	措置済み
<p>(イ) 第二看護学科 県内の准看護師の比率が高いことや、県内の准看護師養成所から第二看護学科への進学ニーズはあるものの、志願者数は減少しており、衛生看護学院への進学を促す取り組みを積極的に行っていく必要がある。【意見】</p>	<p>今後とも、県内の准看護師養成所の訪問、ホームページの活用等により本学院のPRを積極的に行う。</p>	措置済み
<p>イ 卒業生の進路及び国家試験合格の状況</p>		
<p>(ア) 保健学科</p>		
<p>a 指導する側の立場からの分析を含めて、合格率の向上をめざし、対応する必要がある。 【意見】</p>	<p>学習進度の遅れた学生に対し、個別指導等に取り組んだ結果、平成19年度末の国家試験の合格率は100%となった。</p>	措置済み
<p>b 県内医療機関への就職者がさらに増加するような対応が望まれる。【意見】</p>	<p>引き続き、学生の職業選択の自由を尊重しつつ、県内の就職率向上に努める。</p>	措置済み
<p>(イ) 第一看護学科</p>		
<p>過去5年間の推移では、平成17年度卒業生が90.6%と少し低くなっており、今後の国家試験合格率の推移には注視する必要がある。 【意見】</p>	<p>学習進度の遅れた学生に対し、個別指導等に取り組んだ結果、平成19年度末の国家試験の合格率は97.2%となった。</p>	措置済み
<p>(イ) 第二看護学科</p>		
<p>a 過去5年間の推移では、平成17年度卒業生が91.6%と少し低くなっており、第一看護学科と同じ傾向であるが、今後の国家試験合格率の推移には注視する</p>	<p>学習進度の遅れた学生に対し、個別指導等に取り組んだ結果、平成19年度末の国家試験の合格率は100%となった。</p>	措置済み

<p>必要がある。【意見】</p> <p>b 知識不足の学生や目標意識の低い学生に対して個別的な指導を行う必要がある。また、模擬試験結果によっては、より重点的に指導する等の具体的対応が必要となる。【意見】</p>	<p>引き続き、学習進度の遅れた学生に対し、個別指導等に取り組む。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 衛生看護学院の役割の遂行</p> <p>(7) 看護職員の需給見直し</p> <p>看護職員の需要増が見込まれることに対応して、質の高い看護職員を養成するために、養成業務の充実強化を図っていく必要がある。【意見】</p>	<p>国において、看護実践能力の強化を目的として看護教育カリキュラムが改正されたことを踏まえ、平成21年度入学者からの適用に向け、現在、教育計画の見直しを行っている。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 学生数の確保の観点から</p> <p>a 看護学科については、衛生看護学院は学院の長所について学生に十分説明し、対応する必要がある。【意見】</p>	<p>引き続き、学生募集要項やホームページ等でPRを行う。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 第二看護学科については、看護師を対象とした看護師養成施設の必要性は十分あり、当面は第二看護学科入学生の状況の箇所に記載した対応をする必要がある。【意見】</p>	<p>今後とも、県内の准看護師養成所の訪問、ホームページの活用等により本学院のPRを積極的に行う。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 長期的には、高校における看護師養成のための5年一貫教育及び准看護師養成所における専攻科の設置の動向、また第二看護学科の学生の志願状況の推移などを注視し、第二看護学科の在り方について検討の必要がある。【意見】</p>	<p>本県看護職員の需給動向、学生の志望動向、他県の県立看護師養成所の状況などを踏まえ、今後、本学院及び各学科のあり方について検討を行う。</p>	<p>改善途中</p>
<p>d 衛生看護学院は県立の看護師養成学校であり、県内に就職する看護職員を確保する責任があり、本来の導入の目的は、県内出身看護職の地元定着の促進であるから、推薦入試制度はその観点に留意し、運用する必要がある。【意見】</p>	<p>学生の職業選択の自由を尊重しつつ、県立看護師養成所として、引き続き、県内就職率の向上に努める。また、推薦入試制度についても、県内就職率の向上に資するよう運用を図っていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 看護教育の質の向上の観点</p> <p>a 教育能力、研究能力等の向上について、専任教員の段階別能力達成目標の作成と資質向上のための研修体系の構築が検討されているが、具体化が必要である。【意見】</p>	<p>平成21年度からの教育カリキュラム改正に向けた教育計画の見直しも踏まえ、研修体系の構築及びその具体化について、引き続き検討を行う。</p>	<p>改善途中</p>
<p>b 外部講師の確保が難しくなってきたおり、年間計画等で安定</p>	<p>教育計画に基づき、早期かつ安定的な確保に努めている。</p>	<p>措置済み</p>

<p>的に確保するための調整が必要である。【意見】</p>		
<p>c 助産学科では、少子化により実習施設が減少し、分娩介助実習が困難になる等の問題があり、実習施設や実習設備などの計画的な確保・整備が必要である。</p>	<p>平成19年度から、「総合周産期母子医療センター」を設置する県立総合医療センターにおいて分娩介助実習を行うことにより、実習機会の確保を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>d 質の高い看護教育を実践し、優秀な看護職員を輩出することが基本的に重要なことであり、新規の就職先の開拓と指定校推薦制度（就職先が限定される）への対応の問題は慎重に検討していく必要がある。</p>	<p>学生の職業選択の自由を尊重しつつ、引き続き検討を行っていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>e 授業、実習の状況は「ヒヤリハット報告書」を作成し、教職員全員が情報を共有化し、指導に活用している。現在、ITの利用が進んでおり、将来的にはデータベース化して情報の収集・分析に活用し、指導を効果的、効率的に行うことを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>データベース化による指導の効率化等については、将来的な検討課題とする。</p>	<p>改善途中</p>
<p>f 看護職員の早期離職という現実に対して、卒業までに実習で技術経験をさせ、技術チェックをする等の点に留意する必要がある。【意見】</p>	<p>国において、看護実践能力の強化を目的として看護教育カリキュラムが改正されたことを踏まえ、平成21年度入学者からの適用に向け、現在、教育計画の見直しを行っている。</p>	<p>改善途中</p>
<p>g 看護職員の早期離職という現実に対して、学生個々に精神面での教育指導が必要である。</p>	<p>学生相談、メンタルヘルスDVDの放映等を通じて、学生に対する精神面でのサポートを行っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>h 自己評価は現状は努力義務であるが、義務化に対応して段階的に評価項目を増やす等して、実施に向けて取り組む必要がある。また、看護師養成所としての社会的説明責任を果たす観点と学校のPRの観点からも評価結果の公表に向けて検討する必要がある。【意見】</p>	<p>自己点検及び自己評価については、組織目標管理項目に設定するなどし、年次的に行っている。なお、結果の公表については、今後、検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>i 学生機密データの漏えいを防止するため、すべての学科において外部記憶装置にパスワードを設定する等の検討が必要である。【意見】</p>	<p>各学科において、外部記憶装置にパスワードを設定した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>j 教務課、保健学科、助産学科ではパスワードが設定されてい</p>	<p>看護学科においてパスワードを設定し、統一性のある管理を行っている。</p>	<p>措置済み</p>

<p>たが、看護学科では設定されていなかった。学科によってバラツキがあり、組織として統一性のある管理を行うべきである。</p> <p>【意見】</p> <p>k 「学籍簿取扱要領」によれば、データファイル削除の定めがあり、紙への印刷後は原則としてフロッピー等は裁断されることである。しかし、裁断の確実な実行を担保するため、一定の手續を定める必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>(エ) 今後の在り方について</p> <p>県は、急性期医療からターミナルケア・在宅医療に至るまでの看護等へのニーズに適切に対応できる看護職員の養成・確保の観点、また生徒の看護師養成所等への志望動向を注視し、さらに他県の県直営の養成所の在り方等の状況を分析し、看護師等養成所について今後の在り方を検討すべきである。</p> <p>将来的には衛生看護学院の学科の改編等の在り方を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>「山口県情報セキュリティポリシー」の取扱いに基づき、個人情報取扱要領を新たに作成し、個人情報の適切な管理を行うこととした。</p> <p>本県看護職員の需給動向、学生の志望動向、他県の県立看護師養成所の状況などを踏まえ、今後、本学院及び各学科のあり方について検討を行う。</p>	<p>措置済み</p> <p>改善途中</p>
<p>4 山口県立萩看護学校</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p>	
<p>(1) 収入に関する財務事務</p> <p>ア 行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がされていなかった。【指摘】</p> <p>イ 授業料は前期・後期ともに高額であり、徴収方法を銀行振込にすることを検討すべきである。【意見】</p> <p>(2) 業務委託契約等に関する財務事務</p> <p>ア 実習委託料の単価について、算定時の根拠資料の所在が分からず、単価の相違の要因が明らかでない。算定根拠については明示できるようにしておく必要がある。【指摘】</p> <p>イ 寄宿舎の給食業務について委託契約を締結しているが、1人1日当たり単価について、積算の根拠となる資料が保管されていなかった。</p> <p>【指摘】</p> <p>ウ 寄宿舎の給食業務について委託契約を締結し、調理用の物品(冷蔵庫、レンジ、調理台等)を貸し付けてい</p>	<p>減免を受ける旨を記載するよう徹底した。</p> <p>授業料の支払いについては、平成20年度から、納付書による払込方式とした。</p> <p>算定根拠を確認し、明示できるよう資料を整理した。</p> <p>同上</p> <p>平成19年度から、物品規則に基づき必要な申請書等を添付するよう徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>る。物品の貸付については、貸付にかかる手続が必要となるが、平成16年度及び平成17年度は当該書類が保管されていなかった。【指摘】</p>		
<p>エ 寄宿舎の給食に係る委託契約に関連して、契約業者に対し行政財産の使用許可を行っている。更新時には規則上決算報告書は要求されていないということであるが、委託先の状況を確認する上でも、決算報告書の添付を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>毎年度、決算報告書を添付させることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 公有財産管理 公有財産台帳と登記簿謄本を確認したところ、空調置き場、渡り廊下、自転車置き場の面積が不一致であった。【指摘】</p>	<p>建物面積を精査し、公有財産台帳の訂正を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 物品管理 ア 平成8年4月に受入れた人体模型の数量の現物確認を行った結果、39体のうち1体しか把握できなかった。これは、その当時、物品をまとめて受入れ処理されており、物品標示票が剥がれ落ちたためと考えられる。再度、現物確認を行って管理簿を整理し直す必要がある。【指摘】</p>	<p>現物確認を行い、物品管理簿を再整理した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 借入品の借入期間満了時には、物品規則第50条に基づき、借入品返還決議書において、契約の相手方から①受領した旨、②受領年月日、③記名押印を求めることになっている。しかしながら、住所と会社名しか記載がなかった。【指摘】</p>	<p>物品規則で定められている事項の記載漏れがないよう徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(5) 組織及び運営に関する意見</p>		
<p>ア 入学者の状況</p>		
<p>(ア) 第一看護学科 a 入学者数は定員を満たしているが、この5年間の推移では、少子化の影響を受け、入学志願者は減少傾向にある。今後はさらにホームページの活用、教育内容の公表に向けた取組み等を一段と強化し、学校の使命等を地域にPRする必要がある。【意見】</p>	<p>学校見学会の開催、ホームページによる広報、学校便りの配布など、あらゆる機会を通じてPRに努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 著しく超えていることはないが、入試の公平性・透明性の観点から、推薦入学者数は定められた範囲内にとどめるべきであると思われる。【意見】</p>	<p>推薦入試の趣旨を踏まえ、適正な運用に努める。</p>	<p>措置済み</p>

イ 卒業者の進路及び国家試験合格の状況		
(ア) 第一看護学科		
a 北浦地域への看護職の育成・確保ということについては十分ではなく、また県外への就職の比率が最近3年間は卒業者の就職者数のうち約半分になっている。職業の選択の個人の自由は尊重しつつも、卒業生の県内就職を促進することが、県立施設に課せられた使命として必要である。【意見】	学生の職業選択の自由を尊重しつつ、県立看護師養成所として、引き続き、県内就職率の向上に努める。	措置済み
b 看護師国家試験全員合格の目標達成状況を分析して改善点を次年度に生かすなどの目標管理の進め方が必要である。【意見】	国家試験の合格率向上のため、個別指導をはじめ、学校組織目標管理項目に設定するなどし、指導の徹底を図っている。	措置済み
(イ) 第二看護学科		
国家試験の合格率が一定しない側面があり、学生の精神面にも配慮しながら、学習内容の改善を含め、個人の能力に応じた指導を徹底し、合格率の向上に資するように対応する必要がある。【意見】	同上	措置済み
ウ 萩看護学校の役割の遂行		
(ア) 需給見通し等		
看護師養成施設である萩看護学校は、優秀な看護職を養成し、地域社会（特に北浦地域）に供給する役割を担っているが、下記の事項に留意し、看護師養成業務を効率的かつ効果的に行っていく必要がある。【意見】	学校見学会の開催、ホームページによる広報などのPRを行い、学生の確保に努めるとともに、実習を中心に指導内容の充実強化を図り、看護教育の質の向上に努める。	改善途中
(イ) 実習指導について		
a 実習課程における問題点や実習効果等の各データ等の活用を効率的に行うために、将来的にはITを使って各データをデータベース化することを検討する必要がある。【意見】	データベース化による指導の効率化等については、将来的な検討課題とする。	改善途中
b 実習を通じて知り得る実習先の患者等に係る情報の管理が必要である。実習生に対して個人情報保護の重要性をより認識させるための研修を定期的にも実施することも必要である。【意見】	平成19年4月に「山口県立萩看護学校の学生が取り扱う個人情報管理規程」を策定するとともに、事前学習において指導を徹底している。	措置済み
c 卒業後に学生が看護業務の困難さを感じるようになるように、基礎看護技術の習得を基本に技術経験を積ませる必要	国において、看護実践能力の強化を目的として看護教育カリキュラムが改正されたことを踏まえ、平成21年度入学者からの適用に向け、現在、教育計画の見直	改善途中

<p>がある。そのためには実習をより充実させる必要がある。また、学生が卒業後、臨床現場において精神面で問題が生じないように、教育内容について実践教育への配慮がより一層必要である。</p>	<p>しを行っている。</p>	
<p>【意見】</p> <p>d 看護師養成業務の質を高めるために、自己点検・自己評価を循環的、継続的に行い、評価結果を活用して学校の維持、発展につながるようすべきである。</p> <p>また、「指針」では評価結果の公表を定めており、萩看護学校は県立施設として業務の説明責任を果たす観点と学校のPRの観点から実施に向けて検討する必要がある。【意見】</p>	<p>自己点検及び自己評価については、組織目標管理項目に設定するなどし、年次的に行っている。なお、結果の公表については、今後検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(6) 人件費（給与に関する財務事務）</p> <p>扶養手当について、1名の職員について扶養者の所得証明書が添付されていなかった。【指摘】</p>	<p>所得証明書を徴取し、扶養手当の認定要件を充足していることを確認した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>5 山口県立東部高等産業技術学校</p>	<p>(主務課 商工労働部労働政策課)</p>	
<p>(1) 収入に関する財務事務</p> <p>ア 使用料</p> <p>行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がされていなかった。【指摘】</p>	<p>減免を受ける旨を記載するよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 雑入</p> <p>庭木の剪定について東部高等産業技術学校では無料で実施しているが、西部高等産業技術学校と同様に有料で行うべきである。【意見】</p>	<p>平成20年度から、費用負担を求めることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 業務委託契約等に関する財務事務</p> <p>平成17年度以前に行った調査について、実施状況の記録が残っていないが、アスベスト問題は、重要な事項であり、慎重な対応が必要である。【意見】</p>	<p>アスベストについては、慎重な対応に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 物品管理</p> <p>ア 保管転換により受け入れた訓練用機器について、西部校に対し早急に手続きを執るよう依頼し、機器の適切な管理を行う必要がある。</p> <p>【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、保管転換の手続きを行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 現品に貼付してある物品標示票の番号と、備品管理簿の番号が違っているケースが2件あった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、正しい番号を記載した物品標示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 廃棄決定済みの訓練用機器は施設</p>	<p>未処分となっていた31件全てについて</p>	<p>措置済み</p>

<p>のスペースを有効に活用するために、廃棄コストの軽減策を検討の上、予算化し、機器の処分を進める必要がある。【指摘】</p>	<p>処分を行った。</p>	
<p>エ 訓練用機器の使用状況については、制度的に記録するようになっていない。ただし、平成17年度については機器の使用状況を把握するため、機器活用状況報告書を作成している。 報告書は今後の機器の整備計画に反映させるためにも継続して作成することが必要である。【意見】</p>	<p>平成20年度から、物品規則に規定する指定物品について使用実績簿を作成することとし、使用実績の評価を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 機器の選定に当たり物品審査会の審査が適切に行われたのか、あるいは審査会議事録の記載の不備なのか明らかではないが、購入手続きに問題がある。(過年度分であるので意見として記載) 今後、機器選定の決定経過を明確にするために、物品調達等審査会の議事録には審査の経過及び結論を詳細に記載し、そのことにより、審査会の審査と責任の所在が明確になるようにする必要がある。 【意見】</p>	<p>機器の選定について、検討過程が明確となるよう適切に記録していくよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>カ 指定物品以外の備品については学校として稼動状況を把握していないことが判明した。早期にすべての備品の現物確認を行い、遊休備品(1台200万円未満)については、不要なものは不用の決定をするなど、備品の整理を行う必要がある。【意見】</p>	<p>全ての備品を対象に、現状を把握し整理する作業を行っており、平成20年度上半期での作業完了を予定している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) その他</p>		
<p>ア 郵便切手等について 受払簿の払出欄には使用者印欄があり、監査対象年度分について2件押印漏れがあった。【指摘】</p>	<p>受払簿に使用者が必ず押印するよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 現金管理について 1万円以上の現金が領収日の翌々日に払い込まれていた。会計規則の遵守を徹底する必要がある。【指摘】</p>	<p>会計規則に基づき適切な事務処理を行うよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>6 山口県立西部高等産業技術学校</p>	<p>(主務課 商工労働部労働政策課)</p>	
<p>(1) 収入に関する財務事務 行政財産の使用料の減免を受ける場合は許可申請書に減免を受ける旨の付記が必要であるが当該記載がされていなかった。【指摘】</p>	<p>減免を受ける旨を記載するよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 物品管理 ア 現物に物品標示票が貼られていないものがあった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、物品標示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>

イ 物品標示票が消えて読めないものがあった。【指摘】	指摘後直ちに、新たな物品標示票を貼付した。	措置済み
ウ 物品規則に定める保管転換の手続きが未だ未了であった。早急に手続きを執り、管理責任を明らかにすべきである。(吸収式冷温水機訓練用装置)【指摘】	指摘後直ちに、保管転換の手続を行った。	措置済み
エ 訓練用自動製図機(CAD)2台は平成7年度以前の取得であり、技術革新の激しい機器の現状から考えて、今後到底、活用する可能性はなく、物品規則第45条に定める不用決定すべきものであるが手続きがされていなかった。【指摘】	指摘後直ちに、不用決定及び廃棄処分を行った。	措置済み
(3) 現金管理	会計規則に基づき、適切な事務処理を行うよう徹底した。	措置済み
1万円以上の収入金額が領収日の翌々日以降に払い込まれていた。【指摘】	(主務課 商工労働部労働政策課)	
7 高等産業技術学校共通		
(1) 業務委託契約等に関する財務事務		
就職支援報償費は、訓練の成果を出すためのインセンティブの意味合いがあることから、支給については、訓練の成果を重視することが本来であると考えられる。このことからすれば、就職支援報償費の支給は、アルバイトは対象外とすること、一定期間の就業の実績を求めること、訓練と関連する業種を対象とすることが望ましいと考えられる。【意見】	就職支援報償費の支給対象となる職業訓練は、国からの委託によるものであり、就職支援報償費の支給は国が定める基準に従って行っているものであることから、本県が独自に支給要件を変更することはできない。	措置済み
(2) 組織及び運営に関する意見		
ア 常設科目(普通・短期課程)の訓練		
(ア) 就職率は前年度と比較すると約13%余り上昇しており、産業の必要な人材の育成を図る役割を効果的に果たしているともいえるが、景気回復の影響もあり、県立施設として地域の実情に応じた職業訓練をより進める必要がある。	高等産業技術学校運営協議会の活用等により企業ニーズ等を把握し、地域の実情に応じた職業訓練を実施している。	措置済み
【意見】		
(イ) 職業能力開発業務の効率化により取り組むとともに、県内産業の必要な人材を輩出するために、訓練生の相談業務及び就職支援活動の充実強化をより進める必要がある。【意見】	今後とも、社会経済情勢の変化等に対応した、職業能力開発業務の効率的な実施に努めるとともに、研修等による就職支援担当者のカウンセリング能力向上や個人面談の実施、指導員会議による就職支援情報等の共有化など、訓練生の相談業務や就職支援活動の充実強化に努める。	措置済み
(ウ) 機械加工科(東部校)、木造建築科(西部校)は応募率、入校率	ホームページをはじめ、各種媒体の活用により、各科の訓練内容のPRに努め	措置済み

<p>ともに100%を下回っている。訓練の内容の変わったことのPRを、高等学校の訪問やホームページにより積極的に行う必要がある。同時に、今後とも応募率（学生のニーズ）や入校率の推移には注視し、訓練科目の必要性について検討の材料とすること等が必要である。</p>	<p>ている。また、応募率や入校率の推移等は、常に注視しているところであり、効率的な職業訓練の実施に向けての検討材料としている。</p>	
<p>【意見】</p> <p>イ 臨時訓練について</p> <p>東部校では経理・OA科、不動産実務科、西部校では介護実務、経理・社会保険科目等に就職率の低い傾向がみられる。訓練科目が企業の人材ニーズに適合しているのかどうかの検討が必要であり、また就職支援業務の比重を高める必要がある。この点への対応として、平成17年度から巡回・就職支援の指導員が企業訪問等を行って、積極的に求人を開拓しているとのことであるが、年度計画に年間の企業訪問計画を設定し、実行するなど、より強化する必要がある。【意見】</p>	<p>訓練コースの設定に当たっては、地域の企業等の意見を踏まえて常に検討を行い、見直しを行っている。また、就職支援については、受講生の意向も踏まえながら、積極的な活動を行っている。</p>	措置済み
<p>ウ 在職者訓練</p> <p>在職者訓練の積極的なPRを行うとともに、企業の人材ニーズを反映した訓練科目の設定や、訓練科目にふさわしい企業現場の技能員や、技術者等を講師として選定をすることが必要である。【意見】</p>	<p>ホームページをはじめ、各種媒体を活用し、在職者訓練を積極的にPRしている。また、地域企業のニーズを踏まえたコース設定だけでなくオーダーメイド型のコースも設けており、講師についても高度な技能を有する山口マイスター等に依頼するなど、効果的な訓練の実施に努めている。</p>	措置済み
<p>エ 民間教育機関の活用</p> <p>訓練生の多様な訓練ニーズに応じた訓練を行うことや、離転職者の住所地の近辺での訓練機会を提供し、訓練生の利便性を高めること等により早期就職を図るために、民間教育訓練機関のノウハウの活用をより促進する必要がある。【意見】</p>	<p>訓練の実施に当たっては、民間教育機関のノウハウも活用しながら進めているところであり、今後も引き続き取り組んでいく。</p>	措置済み
<p>オ 若者就職支援センターとの連携</p> <p>訓練生の就職率を高めるために、訓練生が常時若者就職支援センターのカウンセラーと相談できる体制の構築ができないか、連携強化策を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>高等産業技術学校と若者就職支援センターが連携して職業能力開発と職場体験等を組み合わせた職業訓練を行う「企業魅力体験プログラム」の実施等、若者就職支援センターとの連携を図っている。</p> <p>また、訓練生の早期就職支援等を図るため、指導員の研修等により高等産業技術学校におけるカウンセリングの充実にも努めている。</p>	措置済み

<p>カ 外部委託について グラフィックデザイン科は県内に同様の内容の科目を有する専門学校が3校あり、官民競合している。若年離転職者やフリーターへの対応にも配慮し、訓練科目の内容を見直すことや、官民競合を避けるために、民間委託すること等の検討を早急に進める必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度から、東部校のグラフィックデザイン科を廃止し、若年離転職者等を対象としたグラフィックオペレーター科を新設（民間委託）した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>キ 人材ニーズに沿った科目設定 (ア) 企業の人材ニーズと求職者の求職ニーズの間で、雇用のミスマッチが拡大している。求職者のニーズと同時に、企業の人材ニーズを把握し、求職者が就職に結びつく訓練の実施や、労働者の技術習得に効果的な訓練の実施が可能になるように、科目設定を行う必要がある。【意見】</p>	<p>訓練科目については、効率的な職業訓練の実施に向けて常に見直しを行っており、企業アンケートや高等産業技術学校運営協議会等を通じて企業の人材ニーズ等の把握に努めている。なお、求人数の動向等については、就職支援カリキュラムにおいて訓練生に対して周知している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 企業の人材ニーズを把握するためには、「高等産業技術学校運営協議会」で聴取した企業の意見等を参考にすること、また、無料職業紹介所で把握が可能な各科別の企業からの求人数の動向等を分析し、訓練生へ周知することなどの対応が必要である。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>ク 高等産業技術学校の役割の遂行 (ア) 訓練生の満足度調査の必要性 高等産業技術学校が提供するサービスの質について、受講者の満足度をアンケート調査等により把握し、その結果を分析し、サービスの質の向上に反映できる仕組みを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>現在、大部分の訓練でアンケートを実施しているが、一部の訓練で未実施となっている。今後、全ての訓練におけるアンケートの実施と、その結果の活用方策について検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 企業や大学等教育機関との連携強化 専修学校、職業訓練施設、専門学校や企業との連携は、労働市場の需要動向や企業の訓練ニーズに即した訓練科目の再編や訓練内容の見直し、求職者への多様な訓練機会の提供に効果的であり、職業能力開発のサービス向上のために、より強化を図る必要がある。【意見】</p>	<p>今後とも、高等産業技術学校運営協議会やプロジェクト会議、イベント等を通じて産学公の連携を強化し、効率的な職業訓練の実施に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 労働政策課や関連行政機関との連携 地元公共職業安定所や労働政策課に、高等産業技術学校運営協議</p>	<p>平成20年度に県内企業関係者と専門高校教員・職業訓練指導員等の交流を促進</p>	<p>措置済み</p>

<p>会への参加を求めることや、企業や独立行政法人雇用・能力開発機構山口センター、工業高校等専門学校との連携により指導者の実践的な指導力や技能の向上を図るために、交流・連携を一層積極的に進める必要がある。【意見】</p>	<p>し、企業ニーズを踏まえた人材の育成を図る「匠指導者塾」を開催するなど、産学公の指導者の交流や連携を一層強化し、指導者の能力の向上に努めている。なお、公共職業安定所と労働政策課は、高等産業技術学校運営協議会に出席しており、今後とも連携を図っていく。</p>	
<p>(エ) 卒業生情報等のデータベース化 事務効率の向上と情報リスクの軽減の両方を同時に達成するために、学生データ等のデータベース化を図り、一つのサーバーに機密情報を集中させ、セキュリティ管理をそこに集中するのが合理的である。費用対効果の問題も含め、検討する必要がある。【意見】</p>	<p>費用対効果の観点から、データベース化は考えていない。</p>	措置済み
<p>(オ) 訓練科目の実施状況についての評価 a プロポーザル型の臨時訓練は評価を行っているが、担当者1名が評価点を記入し管理しているのみである。評価の客観性を高めるために、組織としてこの評価に取り組む必要がある。【意見】</p>	<p>訓練計画の評価等を客観的に行うため、「臨時訓練プロポーザル実施要領」に訓練受託の要件や評価基準等を具体的に定めて取り組んでいる。</p>	措置済み
<p>b プロポーザル型の臨時訓練以外の訓練（普通課程、在職者訓練及び臨時訓練）では評価を行っていないが、評価項目、評価基準及び運用方法について要綱等を定め、評価制度の実施を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>評価制度の導入に向け、評価方法や評価結果の活用方法等について検討を行っている。</p>	改善途中
<p>(カ) 就職支援活動 公共職業安定所との連携を強化すること、企業の求人状況の把握のために、就職支援担当指導員の活動をより強化すること、雇用のミスマッチの防止のために、企業側の人材ニーズについて訓練生への周知を図っていくことなどが必要である。【意見】</p>	<p>訓練生募集や高等産業技術学校運営協議会等での公共職業安定所との連携や就職支援担当指導員の活動等を通じ、人材の需給状況や企業の人材ニーズの把握に一層努めるとともに、就職支援活動を通じて訓練生に対してこれらの情報の周知を図っている。</p>	措置済み
<p>(キ) フリーター等の若年者対策について 本人にとって必要な職業能力の蓄積やキャリア形成ができなくなることはもとより、山口県の産業を担う人材の確保や、技能・技術の伝承などを阻害しかねない状況になるので、高等産業技術学校としても対応ができる方策を検討す</p>	<p>フリーター等の若年離転職者等については、平成16年に策定した「今後の高等産業技術学校の在り方」において重点を置く訓練対象者に位置付けており、平成19年度からグラフィックオペレーター科及び情報技術科の新設や若者就職支援センターとの連携による「企業魅力体験プ</p>	措置済み

<p>る必要がある。【意見】</p> <p>(ク) 団塊の世代等への対策について</p> <p>a 高齢者の就業が可能となるように、訓練内容を工夫すること等の対応が必要である。また、高齢者で実施可能な業務を就職先として開拓するなど、就職支援体制の充実が必要である。</p>	<p>プログラム」の実施など、若年者の安定的な就労の促進に努めている。</p> <p>エクステリア・造園科等において中高年齢者を受け入れているところであり、今後とも高齢者の就労支援に向けた取組を進めていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p> <p>b 他地域のデータではあるが、転職や再就職を支援する研修、訓練等、就職支援に対するニーズは強いものがあり、団塊世代の就業促進に向けて、高等産業技術学校の業務での対応について検討することが必要である。</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p> <p>(ケ) デュアルシステム訓練について</p> <p>県と民間の共同訓練であるが、受入先と訓練生双方にメリットがあり、訓練生の就職をスムーズに進め、就職率を高めるために、このシステムの訓練生及び企業への周知を徹底し、積極的に推進していく必要がある。【意見】</p>	<p>民間教育訓練機関等に訓練を委託する委託型デュアル訓練を、平成19年度の4コースから平成20年度は11コースに増やすなど、積極的に取り組んでいる。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ケ 行政コスト計算書の活用</p> <p>訓練生が著しく減少した産業技術学校（東部校、西部校）では、訓練生1人当たりの行政コストが高くなっている。訓練の内容・規模の面を分析検討する必要がある、効率的な組織の運営を進めるためには、定員配置の適正化を検討する必要がある。</p> <p>【意見】</p>	<p>定員配置については、効率的な職業訓練の実施に向けて常に見直しを行っている。</p>	<p>措置済み</p>

平成12年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

第1 包括外部監査の特定事件

11特別会計のうち、中小企業近代化資金、母子寡婦福祉資金、林業改善資金、下関漁港管理及び土地取得事業の5特別会計

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
4 下関漁港管理特別会計 (5) 市場整備計画の策定に当たっては、ランニングコストの増加や公債費の額の増加によって、一般会計からの実質的な負担がどの程度となるのかの見通しを明らかにしておくこと。【指摘】	(主務課 農林水産部農林水産政策課) 現時点において、市場整備計画を策定する予定はないが、将来策定する際は、ランニングコストの増加や公債費の額の増加により、一般会計の実質的な負担がどの程度となるかを明らかにする。	措置済み
(11) 借入金(60,000千円)の返済原資は、県及び市からの繰入金に頼ることとなるため、売却手を急ぐ必要がある。 【意見】	インターネット公告や1区画を更に分割して半区画を売却する方法を採用したことにより、平成18年度に売却実績があった。	措置済み
(12) 単独事業としての水産加工団地造成事業と補助事業としての漁港修築事業及び漁港環境整備事業が一体として実施されており、分割できない工事等については事業費の区分が厳密になされていない。【指摘】	今後予定している事業はないが、仮に一体となった事業を実施することとなり分割できない工事等が発生した場合は、各事業の内容を精査した上で負担割合を定めることにより、事業費の区分を厳密に行う。	措置済み

(そ の 2)

第1 包括外部監査の特定事件

財政的援助団体の財務事務及び事業の管理

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
1 山口県住宅供給公社 (8) 住宅供給公社のあり方について 今後、住宅を必要とする各層の分析に努め、さらにきめ細かなニーズにこたえる住宅・宅地のあり方を検討するとともに、民間とのすみ分けについても十分配慮することが必要と考える。 【意見】	(主務課 土木建築部住宅課) 民間事業者による住宅供給が十分に可能となる中で、公社による住宅供給の必要性が低下していることや、公社の経営状況、県による県営住宅管理業務のあり方検討の結果、更に愛宕山地域開発事業の状況を勘案し、公社は、経営の維持・改善を図りつつ、分譲宅地、賃貸住宅、愛宕山地域開発事業用地等の保有資産の売却に取り組み、今後10年以内を目途に、その完了をもって廃止することとした。	措置済み

平成13年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件
公営企業（企業局）の財務及び経営管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>2 工業用水道事業について</p> <p>(1) 会計処理について</p> <p>ケ 決算書類に重要な会計方針に関する注記がない。どのような会計処理の方法を採用して決算書を作成したか明瞭に表示する必要がある。</p> <p>【指摘】</p>	<p>(主務課 企業局総務課)</p> <p>平成15年度決算から、決算書中の「その他会計経理に関する重要事項」の欄に、有形固定資産の減価償却や消費税及び地方消費税等について会計処理方法を表示した。</p>	措置済み

(そ の 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件
財政的援助団体の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>4 財団法人山口県健康福祉財団</p> <p>(4) 研修事業特別会計</p> <p>ウ 研修費の負担についての要検討事項について</p> <p>(ア) 各市町村職員の研修については、その費用の一部を各市町村に求めることは考えられないか。【意見】</p> <p>(6) 健康づくりセンター事業特別会計</p> <p>ア センター利用について</p> <p>(ア) 利用に当たって必要な知事の許可が事後承認となっているが、利用者の利便性を考慮すればやむを得ない面があるため、規定の変更等を検討する必要がある。</p> <p>また、センター自らが事業を行う場合の施設の利用に際し、使用許可申請等の手続きがなされていない。【指摘】</p>	<p>(主務課 健康福祉部厚政課)</p> <p>市町からの負担金徴収について検討を行ったが、市町（下関市を除く）職員に対する研修は、社会福祉法に基づき県が実施しなければならない事務であり、その費用の負担を市町に求めることは適当ではないと判断する。</p> <p>健康づくりセンターについては平成18年度から指定管理者制度を導入し、施設の利用に当たって必要な許可は指定管理者が行う形に変更した。</p>	措置済み

<p>6 山口県流通センター株式会社</p> <p>(2) 会計処理等について</p> <p>カ 商法上次のような問題がある。</p> <p>(ア) 決算公告がなされていない。</p> <p>【指摘】</p>	<p>(主務課 商工労働部商政課)</p> <p>平成18年度決算から、インターネット で決算公告をすることとした。</p>	<p>措置済み</p>
--	--	-------------

平成15年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件
 中央病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理
 精神病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 中央病院事業会計について (現「総合医療センター事業会計」)</p> <p>(2) 監査結果個別事項</p> <p>サ 給食業務について、民間委託した場合のメリット・デメリットについての検討が必要である。 給食業務が試算の結果、収支がマイナスであるという実態を考えた場合、収支の面も含めた検討が必要である。 給食業務の収支試算の作成に当たっては、退職金等を含んだ給与費、減価償却費等の諸経費を算出し、適正な原価計算が行われるよう検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p> <p>民間の専門性・ノウハウを活用して給食業務の効率化等を図るため、人的体制や収支面も考慮し、平成20年5月から一般食給食業務を民間委託した。</p>	措置済み
<p>2 精神病院事業会計について (現「こころの医療センター事業会計」)</p> <p>(2) 監査結果個別事項</p> <p>ル 精神保健福祉センター庁舎管理費については契約書では実費相当額とする旨定められているが、電気・水道代は4～5年前の実績を使用して清算されており、当期の実績で清算されていない。【指摘】</p> <p>ワ 精神保健福祉センターへ土地を無償貸与しているが、公営企業法第21条の趣旨からして好ましくない。【指摘】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p> <p>精神保健福祉センターは、平成20年4月に防府市に移転したため、今後、庁舎管理費は発生しない。</p> <p>精神保健福祉センターは、平成20年4月に防府市に移転したため、今後の土地の貸付は発生しない。</p>	措置済み 措置済み

(そ の 3)

- 第1 包括外部監査の特定事件
 財政的援助団体等の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況

<p>1 財団法人山口県教育財団 (現「財団法人山口県人づくり財団」) 秋吉台少年自然の家</p> <p>2 監査結果</p> <p>(5) 管理受託について 委託物品の内容を契約上明らかにすべきである。植栽は細かく表示されているが、建物附属設備(ボイラーなど)も内容を示しておくべきである。 【指摘】</p> <p>十種ヶ峰青少年野外活動センター</p> <p>1 過去5年間の利用状況 将来的に利用延べ人数が増える傾向がなく、利用率アップの具体策も検討されていないため、開所日数を減らすことにより、施設の管理運営費の削減を検討する必要がある。【意見】</p> <p>2 監査結果</p> <p>(6) 費用集計が予算差引簿方式で運用管理がなされているが、期末の未払金に過不足が生じた場合、そのまま処理されている。つまり、未払金が余った場合は他の不足している科目へ流用し、残りはそのままとなっている。このため、決算書と帳簿の数値が合っていない科目がある。また、未払金の余りは翌期に繰り越さない方式になっている。 これは、複式簿記が採用されていないため、数値間の自動検証がなされないという基本的な問題がある。【指摘】</p>	<p>(主務課 総合政策部政策企画課)</p> <p>平成19年度から、指定管理者と毎年度締結する年度別協定において、建物附属設備の内容を示した。</p> <p>直営施設として、青少年等を対象とした自然体験活動や不登校対策などの県の施策プログラムを実施することから、必ずしも利用率アップにつながる事業のみを実施することはできない。 なお、管理経費の削減については、「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」により対応している。</p> <p>直営による管理となったことに伴い、平成18年度から山口県会計規則に基づき執行することとした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	--	-------------------------------------

平成16年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件
一般会計の補助金の財務の執行について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>2 個別事項</p> <p>(1) 学事文書課が所管する補助金 ア 私立学校運営費補助事業 (シ) 公認会計士と連携を密にし、県が補助金の審査をしやすいよう計算書類の作成について要望しているのではないか。【意見】 (ク) 県が目標とする特色ある私学づくりの誘導という観点から、この補助金についての結果の評価指標が必要であると考え。【意見】</p> <p>(4) 保健体育課が所管する補助金 ア 中学校体育大会等開催関係事業費 全体の予算配分で決められ、補助対象のうち少額の助成（平成15年度は県費補助率7.7%）であり、具体的な基準がない。【指摘】 ウ 高等学校体育大会等開催関係事業費 平成15年度は県費補助率は5.6%であり補助金の具体的な算定基準はなく、年々補助率が減少している。【指摘】 オ トップアスリート育成事業 (ア) 事業の評価基準は、競技力向上と地域振興であるが、地域振興については抽象的であり補助金支出の事後評価が可能な基準とはいえない。 他県及び山口県内におけるスポーツでの地域振興の成功例を参考にし、具体的指標に落とし込む必要がある。【指摘】 (イ) 競技ごとの必要指導者数や必要競技人口等目標達成度か目標水準を具体的に設定しておく必要がある。【指摘】 カ 国民体育大会等選手派遣事業（秋</p>	<p>（主務課 総務部学事文書課）</p> <p>計算書の作成方法において、補助金の審査上有効な改善点があれば、県の公認会計士団体との協議も検討する。</p> <p>やまぐち未来デザイン21実行計画に係る政策評価において、「特色ある学科及び指導方法を取り入れた私立学校の割合」を指標の一つとしている。</p> <p>（主務課 教育庁学校安全・体育課）</p> <p>平成19年度から、補助金交付要綱の中で補助対象経費と補助率を定めて補助することとした。</p> <p>平成19年度から、補助金交付要綱の中で補助対象経費と補助率を定めて補助することとした。</p> <p>平成18年度から、地域振興の成果として「やまぐち住み良さ指標」及び「デザイン21・第五次実行計画」において、「スポーツを行った県民の割合」等を評価の指標として公表している。</p> <p>平成18年に、競技力向上のため必要とする事項には目標値等を設定し、事業の推進に当たっている。競技ごとの目標値についても、同様に設定している。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>季国体) (ア) 要綱等では補助金額の算出は、事業実施に必要な補助金等とされている。また、補助対象経費が明らかにされていない。【指摘】</p>	<p>平成19年3月に要綱等を整備し、補助対象経費を明示した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>コ 国体中国ブロック大会施設整備 (エ) 馬術用アリーナ1面の整備及び障害物等の取得は馬術連盟に帰属すると考えられ馬術連盟も応分の負担をしてもらってもいいのではないか。【意見】</p>	<p>大会開催に係る施設整備については、馬術連盟所有の既存施設の借用も含め整備する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(8) 経営金融課が所管する補助金 サ 倒産防止特別相談事業 (オ) 商工調停士会議（全国、中国ブロック、県内）がすべて役に立っているのか検討する必要があると考える。【意見】</p>	<p>(主務課 商工労働部経営金融課) 日本商工会議所主催の全国商工調停士会議及びブロック別商工調停士会議は、平成19年度に廃止された。</p>	<p>措置済み</p>

平成17年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件
 県立高校の財務事務の執行及び財産の管理利用状況
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 人事費関係</p> <p>(1) 教職員人件費について</p> <p>エ 人事給与システム</p> <p>(ア) 人事給与システムのログファイルを何年間ディスク上に保管するかについての定めがない。【指摘】</p> <p>カ 人事管理</p> <p>(ウ) 校務技士の配置基準</p> <p>a 校務技士の加算については定時制課程及び通信制課程といった職務内容に応じた加算は考慮されているが、学校規模により業務量が異なるにもかかわらず、業務量に応じた定数の定めがなされていない。今後の配置基準の見直し等の際には有効性、効率性の観点から校務技士の必要人数を学校規模と業務量の関係で定めることを検討すべきである。【意見】</p> <p>b 校務技士が常勤でなければ学校の保全管理等に支障が生じるのかどうか、学校規模と業務量の関係で校務技士の必要人数を定めることに併せて検討を要する。【意見】</p> <p>4 物品の取得及び維持管理</p> <p>(1) 備品（理科薬品を除く）</p> <p>カ 物品の処分</p> <p>(オ) POSシステム・文書広告作成装置27百万円のうち、19百万円の備品が、デジカメ等の新しい機種の出現により新しい機種に対応できない状態になっている。（徳山商業高校）【指摘】</p> <p>(2) 理科薬品の管理状況について</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>平成20年度から人事給与システムの保守管理業務の委託契約書に、ログファイルを磁気ディスク上に1ヶ月間、また、磁気テープに1年間保管する旨を明文化した。</p> <p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>平成18年度に、校務技師を含む現業職員全てについて、正規職員による退職者の補充を取りやめた。更に、校務技師を含む現業業務全般について、外部委託も含め業務のあり方や、学校規模、業務内容等に応じた定数及び予算等について学校現場の意見を聞き、校務技士については平成19年度に行政職への任用替え特別選考試験を実施し、合格者を平成20～22年度に県立学校へ計画的に配置することとした。</p> <p>同上</p> <p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>平成19年7月の徳山商工高校への移転時に他の物品と一括して廃棄処分した。</p> <p>(主務課 教育庁高校教育課)</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>エ 長期未使用薬品の管理 長期間使用されていない薬品が多く見られた。定期的に未使用の薬品の状況を調査し、その必要性を検討し、承認を受けることなどの制度化も必要である。【指摘】</p>	<p>各学校において、薬品の計画的購入及び廃液の適正処理を徹底し、未使用薬品の状況把握については定期的な調査の実施により対応するとともに、現存する長期未使用薬品については順次廃棄処分する。</p>	措置済み
<p>5 学校図書館</p>	<p>(主務課 教育庁高校教育課)</p>	
<p>(3) 蔵書の管理について 蔵書の管理ソフトの統一化及びネットワーク化を図る必要がある。【意見】</p>	<p>各学校の実情に応じて選定されたソフトにより既にデータベース化している学校もあり、統一化は難しい。各学校の蔵書情報については、既設の「スクールネットワーク21」を活用した情報交換により対応する。</p>	措置済み
<p>7 学校徴収金等（私費会計）</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p>	
<p>(1) 学校徴収金について ア 進路指導費、模擬試験、部費会計は報告がない高校が多く、保護者への説明責任を果たす意味において会計報告を徹底する必要がある。</p>	<p>平成19年度に「県立学校経営改革検討協議会」を設置し、私費会計の適正化に関する「私費会計におけるガイドライン」を作成し県立学校に周知した。</p>	措置済み
<p>【指摘】 イ 現金の徴収、管理については、複数のチェック体制や、定期的に担当者を交代すること、また、年度末には管理者による出納状況の確認が必要である。【指摘】</p>	同上	措置済み
<p>ウ 現金で保有する期間は短くし、可能な限り通帳を作成し、管理する必要がある。【指摘】</p>	同上	措置済み
<p>エ 県立高校は、教職員課が作成した保護者等徴収金マニュアルの参考例に基づいて、早急に学校独自のものを作成し、そのマニュアルに基づいて学校徴収金の徴収・管理・執行を適切に行い、保護者への説明責任を十分に果たすべきである。【指摘】</p>	同上	措置済み
<p>10 水産高校の実習船等の運営費及び高校のあり方</p>	<p>(主務課 教育庁高校教育課)</p>	
<p>(1) 実習船青海丸の保有方法について 青海丸は、船舶定期検査結果によっては使用不可能ということも想定され、その場合、乗船実習授業が実施できないという問題が生じるが、新船を建造するとすれば約15億円程度要する見込みということであり、県の財政が厳しい中でどのように対応するのか早急に検討が必要である。【意見】</p>	<p>水産教育に実習船は必要であるという観点から、このあり方について関係機関と連携しながら検討した。 現在、福岡、長崎、山口の3県による平成22年度の共同運航に向けて具体的な検討を進めている。</p>	措置済み
<p>(2) 水産高校専攻科のあり方について 資格取得の人数が非常に少ないこと</p>	<p>水産大学校との授業等における連携や</p>	措置済み

<p>から、現状では効率が低下していることは否めず、実習船青海丸の保有方法と併せて、中国地方等の他県や水産大学校との連携ができないかなどの検討を進める必要がある。(水産高校)</p> <p>【意見】</p> <p>11 定時制高校の学校給食補助等</p> <p>(1) 夜間定時制高校における学校給食</p> <p>ア 私費会計について</p> <p>(ア) 給食費は私費会計ではあるが、高校が実質的に管理を行っていることからすれば、管理責任を明確にし、適正な処理及び管理が行われていることを保証するためには、担当者印、事務長及び校長の決裁・承認印が必要である。</p> <p>【指摘】</p> <p>(イ) 私費会計は、その目的とするところにより生徒から金銭を徴収しているものであり、その徴収の目的以外に使用すべきではなく、また、私費会計の明瞭性及び適切性の見地からすれば、私費会計間でのやり取りは行うべきではなく、また繰越金の取り扱いについて明確にしておく必要がある。【指摘】</p>	<p>他県の水産高校との交流などを推進している。今後、共同運航を進める中で関係機関と連携しながら、他県との連携等についても具体的に取り組んでいく。</p> <p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>平成19年度に「県立学校経営改革検討協議会」を設置し、私費会計の適正化に関する「私費会計におけるガイドライン」を作成し県立学校に周知した。</p> <p>同上</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	--	-------------------------

(そ の 2)

第1 包括外部監査の特定事件

山口県立山口図書館、山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館に係る財務事務の執行及び管理運営

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 山口県立山口図書館</p> <p>(3) 備品等の管理</p> <p>ア 使用されていない備品が放置されており、物品規則に基づく手続きもなされていない。レコード及び8ミリ映写機を含め、早急に物品規則に従った処理を行う必要がある。</p> <p>【指摘】</p> <p>(4) 施設の利用状況</p> <p>ア レクチャールームの使用料は1時間2,840円、冷暖房費は実費とされている。16年度の冷暖房費は1時間1,080円とされているが、その根拠</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課)</p> <p>レコード以外の不用備品については、物品規則に基づき廃棄した。なお、レコードについては希少価値の高いものがあるので、有効活用することにした。平成20年度はレコードの情報登録を行い、平成21年度から貸出等を行うこととした。</p> <p>冷暖房運転は全館供給システムであるため、レクチャールームの冷暖房費については全館の冷暖房費を面積按分し、レクチャールームの面積分を実費として算</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>が明確となっていない。条例で実費とされており明確にする必要がある。</p>	<p>出することとした。</p>	
<p>【指摘】</p>		
<p>(12) 県立山口図書館の管理運営のあり方 指定管理者制度について、市町立図書館への支援等の公共性を実現する責任は、当該制度に移行しても変わるものではないことを前提とすること等の点に留意し、導入の可能性を検討することが必要である。【意見】</p>	<p>生涯学習の推進における県域の拠点施設であり、教育的・行政的責務があることから、直営とすることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(13) 各施設に関連する意見</p>		
<p>ウ 管理運営のあり方の県民への説明責任</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>各施設では、指定管理者制度の導入の如何を問わず、直営での管理運営のあり方を検証し、指定管理者制度とする場合との比較等を含め、直営を維持するのか、あるいは指定管理者制度に移行するかなど、県民に、望ましい管理運営のあり方について、説明責任を十分に果たす必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課)</p>	
<p>2 山口県文書館</p>		
<p>(3) 資料の管理</p>		
<p>ア 資料の整理状況</p>		
<p>(ア) 行政文書のデータ未入力分は、少なくともこの5年間整理された実績がない。収蔵スペースの問題もあり、文書としての資料の価値があるのかないか検討し、処分も検討する必要があると思われる。【指摘】</p>	<p>平成19年度に入力を完了した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(7) 各施設に関連する意見</p>		
<p>イ 管理運営のあり方の県民への説明責任</p>	<p>生涯学習の推進や学術的な調査研究など、教育的・行政的責務があることから、直営とすることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>各施設では、指定管理者制度の導入の如何を問わず、直営での管理運営のあり方を検証し、指定管理者制度とする場合との比較等を含め、直営を維持するのか、あるいは指定管理者制度に移行するかなど、県民に、望ましい管理運営のあり方について、説明責任を十分に果たす必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課)</p>	
<p>3 山口県立山口博物館</p>		
<p>(10) 県立山口博物館の管理運営のあり方</p>		
<p>イ 指定管理者制度について民間事業者等（指定管理者）が、県立山口博</p>	<p>生涯学習の推進や学術的な調査研究など、教育的・行政的責務があることから、</p>	<p>措置済み</p>

<p>物館の設置目的の遂行を県民のニーズに適合させながら運営することが可能か（博物館資料等についての専門的な知識を有するスタッフの配置が可能かを含めて）などの観点から、導入の可能性を検討する必要がある。</p> <p>【意見】</p>	<p>直営とすることとした。</p>	
<p>4 山口県立美術館</p>	<p>(主務課 環境生活部文化振興課)</p>	
<p>(15) 県立美術館の管理運営のあり方</p> <p>イ 県立美術館の公共性に鑑みて、県民のニーズと県立美術館の基本方針の整合性について検討の必要があると思われる。【意見】</p>	<p>社会教育施設としての役割に加え、県民ニーズにより弾力的に対応できる地域文化振興拠点としての機能を発揮するため、平成19年度から美術館を知事部局に移管したところであり、これに併せて美術館運営の基本方向についても見直した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 施設設備等、県立美術館のあり方を検討する際には、平成16年4月公表の山口市の街づくり構想の観点を踏まえる必要があることは、県立山口博物館と同様である。【意見】</p>	<p>中心市街地活性化の観点も踏まえ、知事部局移管後の美術館活動として、平成19年度から商店街等と連携した「HERT2007」等の新規事業に取り組んでいる。</p>	<p>措置済み</p>
<p>5 山口県立萩美術館・浦上記念館</p>	<p>(主務課 環境生活部文化振興課)</p>	
<p>(7) 美術品の現物管理</p> <p>イ 美術品の品質管理</p> <p>磨耗した美術品で研究資料としての価値があるものは、展示や貸出の利用を前提とした備品管理簿とは別に、研究資料用の管理台帳を設けて管理するのが望ましいと考える。</p> <p>【意見】</p>	<p>平成19年度に、研究資料用の管理台帳を整備した。</p>	<p>措置済み</p>